

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

(3 月 2 日)
(第 5 号)

第 5 号
3 月 2 日

令和 2 年

三重県議会定例会会議録

第 5 号

○令和 2 年 3 月 2 日（月曜日）

議事日程（第 5 号）

令和 2 年 3 月 2 日（月）午前 10 時開議

- 第 1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第 2 議案第 1 号
〔委員長報告、採決〕

会 議 に 付 し た 事 件

- 日程第 1 県政に対する質問
- 日程第 2 議案第 1 号

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 51名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 本	佐知子
8	番	山 崎	博

9	番	中瀬古	初美
10	番	廣	耕太郎
11	番	下野	幸助
12	番	田中	智也
13	番	藤根	正典
14	番	小島	智子
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正弘
18	番	倉本	崇夫
19	番	野村	保道
20	番	山内	道明
21	番	山本	里香
22	番	稲森	稔尚
23	番	濱井	初男
24	番	森野	真治
25	番	津村	衛
26	番	杉本	熊野
27	番	藤田	宜三
28	番	稲垣	昭義
29	番	石田	成生
30	番	小林	正人
31	番	服部	富男
32	番	谷川	孝栄
33	番	東	豊
34	番	長田	隆尚
35	番	奥野	英介
36	番	村林	聡

37	番	今井	智広
38	番	北川	裕之
39	番	日沖	正信
40	番	舟橋	裕幸
41	番	三谷	哲央
43	番	中村	進一
44	番	津田	健児
45	番	中嶋	年規
46	番	青木	謙順
47	番	中森	博文
48	番	前野	和美
49	番	舘	直人
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
(42)	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	湯浅	真子
書記(事務局次長)	畑中	一宝
書記(議事課長)	西塔	裕行
書記(企画法務課長)	枘屋	武
書記(議事課課長補佐兼班長)	平井	靖士
書記(議事課班長)	中西	健司
書記(議事課主幹)	松本	昇

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
----	----	----

副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
防災対策部長	日 沖 正 人
戦略企画部長	福 永 和 伸
総 務 部 長	紀 平 勉
医療保健部長	福 井 敏 人
子ども・福祉部長	大 橋 範 秀
環境生活部長	井戸畑 真 之
地域連携部長	大 西 宏 弥
農林水産部長	前 田 茂 樹
雇用経済部長	村 上 亘
県土整備部長	渡 辺 克 己
環境生活部廃棄物対策局長	中 川 和 也
地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局長	辻 日出夫
地域連携部南部地域活性化局長	伊 藤 久美子
雇用経済部観光局長	河 口 瑞 子
企 業 庁 長	山 神 秀 次
病院事業庁長	加 藤 和 浩
会計管理者兼出納局長	荒 木 敏 之
教 育 長	廣 田 恵 子
公安委員会委員	種 橋 潤 治
警 察 本 部 長	岡 素 彦
代表監査委員	山 口 和 夫

監査委員事務局長 水 島 徹

人事委員会委員長 竹 川 博 子

人事委員会事務局長 山 口 武 美

選挙管理委員会委員 中 西 正 洋

労働委員会事務局長 山 岡 哲 也

午前10時0分開議

開 議

○議長（中嶋年規） 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中嶋年規） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

去る2月25日、予算決算常任委員会に付託いたしました議案第1号について、審査報告書が予算決算常任委員長から提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

予算決算常任委員会審査報告書

議案番号	件名
1	令和元年度三重県一般会計補正予算（第8号）

本委員会において、上記の議案審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

よって、ここに報告する。

令和2年2月27日

三重県議会議長 中嶋 年規 様

予算決算常任委員長 小林 正人

知 事 発 言

○議長（中嶋年規） この際、知事から発言を求められておりますので、これを許します。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

議長のお許しを頂きましたので、新型コロナウイルス感染症について、本日から県内の多くの学校が休校になることを踏まえ、改めてこのタイミングで、本県の現状と今後の対策等について説明させていただきます。

本県では、1月30日、1名の陽性患者が確認されましたが、その方は治癒され、2月17日に無事に退院されました。

その後も、私が本部長を務める対策本部を中心に、対策の実施や情報共有を図るとともに、対策チームを設置するなど体制強化を図り、機動的に関係機関との調整や情報収集、提供を行っています。

県内で新たな陽性患者は発生していませんが、国内外において感染経路が不明な患者が発生するなど、感染拡大がとどまることなく、予断を許さない状況が続いています。政府の専門家会合でも、この一、二週間が感染拡大が終息かの瀬戸際との発言もあります。今後、講じていく対策について、感染

拡大防止、県民の皆様への不安解消及び今回の事態による影響の回避や軽減という観点から、4点申し上げます。

1点目は、検査、相談、医療体制の充実です。

県内での感染者発生前から電話相談窓口を設置し、発生後は、相談時間延長や保健所への窓口拡充などを行っており、これまでに合計で4113件の相談が寄せられました。また、各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置し、全国に先駆けて24時間対応を行うなど、感染が疑われる方を診療体制の整った医療機関に確実につなげる体制を整備しています。

県民の皆様からの相談内容も変化し、様々ではありますが、最終補正予算においてさらなる相談体制の充実を図るなど、引き続き、県民の皆様からの相談に丁寧に対応し、不安や困り事の解消に向けて取り組んでまいります。

検査体制については、三重県では、現在まで医師が検査が必要と判断した案件は全て検査を実施しておりますが、最終補正予算において、さらに検査試薬の購入を行い、より一層の検査体制の充実を図ります。政府で検討が進められている検査の保険適用や、簡易検査キットの完成がなされた後の対応についても、県民の皆様が円滑に御利用いただけるよう、関係機関と調整を進めてまいります。

さらに、最前線で尽力して下さっている医療機関における感染拡大防止のため、既に県が防災用に備蓄していたマスクを約12万3000枚、医師会、歯科医師会等を通じて提供したところですが、加えて、最終補正予算において、帰国者・接触者外来に協力いただく医療機関に陰圧対応が可能な空気清浄機などの設備の設置を支援するとともに、患者を搬送する保健所職員や医療機関の方々が使用する防護服とマスクを確保します。

2点目は、学校等の人が集まる場所における感染拡大防止対策と、それに伴う影響を緩和するための対応です。

県では、子どもの命と健康を最優先に考え、それを守り抜くという強い決意とともに、学校で感染が拡大した場合、例えば児童・生徒などの若い世代は比較的軽症であるケースが多いものの、重症化しやすい高齢者や基礎疾患

がある家族に対して自覚がないまま感染を広げてしまう可能性なども考慮すれば、地域に与える影響は極めて大きいことにも鑑み、政府からの通知も踏まえ、県立学校では3月2日から春休みまでの間を臨時休業とします。また、公立小・中学校を管轄する市町教育委員会や私立学校に対しても、同様の要請を行っています。既に、市町においては迅速な対応を決定していただき感謝を申し上げますとともに、特に低学年や障がいを抱える子どもたちなど、児童・生徒や家庭の状況に応じた柔軟な対応もお願いしたいと思います。

今回の対応には十分な準備期間がなかったことから、不安を感じる児童・生徒や保護者の皆様もおみえかと思いますが、教職員はこれまでどおり登校しますので、不安に思うことや困ったことがありましたら、遠慮なく御相談いただければと思います。

進路指導や、例えば、保護者が感染症対策に従事する看護師の方であるなど、家庭の状況等により特別な配慮が必要な場合には、教職員が個別に対応を行います。特別支援学校の幼児、児童・生徒には、保護者が仕事を休めずに自宅等で1人で過ごすことができない場合や、環境や生活リズムが変わることで精神的に不安定になってしまう場合などもあります。

このような場合には、多くの幼児、児童・生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう必要な対策を行った上で、必要最小限の人数に絞って登校していただくなど、個々の子どもの状況に応じてきめ細かに対策を講じます。

県立高等学校入学者選抜後期選抜及び特別支援学校入学者選考再募集については、生徒が今後の人生の進路を選択する上での重要な機会であることから、感染防止対策を万全にした上で実施します。

一方、学校の臨時休業に伴う社会的・経済的影響を最小限に抑えるための対応も必要です。企業の皆様に対しては、経済団体を通して保育を必要とする子どもの保護者の方等に対して配慮していただくことについても要請を行いました。

また、学校が臨時休業であっても、新型コロナウイルス対応を引き続き万全にするための医療提供体制、また、保育サービス、子どもたちが家庭や地

域にいる間の防犯対策など、様々な社会的機能は維持していかなければなりません。それらに従事する方々や、休暇を取得できない保護者の方等への十分な配慮も必要です。

県では、放課後児童クラブを、夏休み期間と同じように1日開所していただくなどのお願いをしたところですが、保育サービスや放課後児童クラブの実施主体である市町に対しては、保育を必要とする子どもを受け入れられるような体制整備もお願いしています。なお、開所して下さっている放課後児童クラブや保育所等の感染予防対策の徹底に対しても、現場の方々や預ける保護者の方が不安にならないよう、市町や関係機関と連携して万全を期してまいります。

学校以外の施設等について、三重県総合博物館M i e Muも含む県立文化施設等5施設について、3月15日まで休館する予定です。県主催のイベントについても、不特定の方が集まるものは感染リスクが高いものとして原則中止、延期する一方、開催せざるを得ないイベントについては、取り得る限りの感染防止対策を徹底することとしています。また、幾つかの県内観光施設においても、自主的に休園等の対応を行っていただいております。

3点目は、県内経済への影響を回避、軽減するための当面の対応です。

観光業を含む中小企業、小規模企業等に対しては、資金繰り等に関する経営相談窓口を設置し、不安や困り事にきめ細かに対応しています。関係機関を対象とした定期的な聞き取りを行うとともに、直接企業へのヒアリングを行い、リアルタイムでの実態把握に努めています。

ヒアリングにおいて回答のあった111社のうち38社、34.2%から、経営に影響がある、または影響を受ける懸念があるとの回答がありました。資金繰りが悪化した企業に対して迅速な融資を可能とするため、リフレッシュ資金における融資の要件緩和を県独自に行うとともに、本日から突発的災害等に対応したセーフティネット保証4号に基づく融資の取扱いを始めます。

業種指定のあるセーフティネット保証5号についても、今回の影響を受ける宿泊業等が含まれていないことから、対象拡大について全国知事会を通じ

て国に要望を行っています。その他、雇用調整助成金や休業補償等の制度改正に対しても迅速に情報収集を行い、県内企業が円滑に利用でき、経営安定につなげることができるよう取り組みます。

中小企業、小規模企業の皆様の御不安の声で多いのが、いつまで続くのか、長引けば影響が甚大というものです。私たちも、最も警戒している要素です。万が一、影響が長引いた場合への備えも念頭に、万全の対応を取ってまいります。

4点目は、情報提供です。

分からないから怖い、そんな思いの方が増加し、不安が不安を呼ぶ状態になってしまうと社会が混乱してしまいます。そのような状況は回避しなければなりません。不安解消のための処方箋の一つが情報です。

これまでも、1人目の陽性患者が発生した際の行動歴等の公表、クルーズ船下船者における県内在住者に関する公表などを行ってまいりましたが、県民の皆様にとって重要なリスク情報等について、個人情報に最大限配慮しつつも、三重県独自の判断として、引き続き、随時早急かつ丁寧に公表してまいります。

また、トイレトペーパー不足など事実に基づかない情報により、県民の皆様の生活が混乱してしまわないよう、県としても正確な情報発信に努めますが、SNSなどの全ての情報を把握できない場合もありますので、県民の皆様におかれましても、真偽不明な情報に対する過度な反応や拡散に御留意いただければ幸いです。

最後に、例えば学校の臨時休業についても、県民の皆様の中には感染者が出てからでは遅いとおっしゃる方もいれば、一律に休校する意味があるのかとおっしゃる方もおみえです。県民の皆様が置かれている状況がそれぞれに違えば、不安や不満を感じる点も異なるのは当然です。ましてや、このような今まで経験したことのない、初めての感染症が拡大するさなかです。だからこそ私たちは、県民の皆様のお気持ち一つ一つにしっかり向き合い、県民の皆様の日々の暮らしに思いをはせ、あらゆる手を尽くしてまいります。

そして、今、誰かを感情的に批判しても新型コロナウイルス感染症がこの世からなくなることはありません。私を含め全ての関係者が一致団結して、全力を尽くすことが何より重要です。県民の皆様におかれましても、御自分の命、大切な人の命を守るため力を貸してください。議員各位におかれましても、引き続き知恵やお力をお貸してください。明けない夜は絶対にありません。そう信じて、今はまだ決して楽観視できる状況ではありませんが、この難局から脱し、安心して穏やかな日常を一日も早く取り戻すことができるよう、県民の皆様と力を合わせ、強い決意で取り組んでまいります。

以上、私からの説明といたします。

質 問

○議長（中嶋年規） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。33番 東 豊議員。

〔33番 東 豊議員登壇・拍手〕

○33番（東 豊） 皆さん、おはようございます。

尾鷲市・北牟婁郡選挙区選出の東豊でございます。

お許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきますが、その前に、知事から今の御報告がありました。少し思うところ、これは通告しておりませんので質問という形ではなくて、思うところを申し上げたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策が講じられている状況でも、全国的に終息の気配が感じられず、ますます市中感染が広がっていく状況が悪くなっている、そんな印象を受けます。先週に発表されました、小・中・高等学校、特別支援学校などの一斉休校につきましても唐突感が否めませんが、危機的状況になる前に取るべき対応だと理解します。

しかし、今後1か月の重点的な対策にもかかわらず、患者数が急増する最悪の事態を想定して備えなければならぬとも思います。保健所や教育機関の皆様、そして、医療機関の迅速な対応はもちろんのことですが、県としては、特に県民生活への影響や経済への影響を最小限にとどめる対策を講じな

ければならないと思います。

例えば、県内経済について、現時点で私の知り得る限りのことを申し上げますと、イベントの中止や外国人を含む旅行のキャンセルに伴う飲食店、ホテルや旅館、小売業などへの影響は既に出ています。さらに、中国からの技能実習生を受け入れている事業者が、期間満了にもかかわらず帰れないというような対応に苦慮しているのも事実でございます。

県や国の対策は重要ですが、想像以上に人々の不安や動揺が増しているようで、平常心でない集団心理に傾きつつあることも心配です。県としても、刻々と変化する情報を正確に正規なチャンネルで、間断なく受発信をしていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番目でありますが、地域医療の在り方について、県としての取組をお尋ねしたいというところです。

先月にみえ県民ビジョン・第三次行動計画の案が示されたところですが、その中の人口将来展望についての記述があります。(パネルを示す) 分かりやすく申し上げますと、2060年の推計を例にお話しします。5年前の人口ビジョンでは2060年ですが、142万人だったのが、今回の推計ではマイナス6%で8万人低く、134万人という推計になりました。国立社会保障・人口問題研究所の推計では120万人なので、対策を講じることによって持ち上げて推計しているのですが、結果として、転出超過数が予測よりも倍の数字で年間6251人ということになっているから、そういう推計になったんだと思います。つまり過去4年間、少子化対策や移住支援、県内若者定着など地方創生の対策を総動員したとしても実態は功を奏していない、結果として現れてこなかったという現実があるかと思います。ちなみにその下のグラフがありますが、県北中部の推計ではマイナス5%で5万人減、そして、南部はマイナス15%で3万人減というのが推計として出されました。

40年後の将来推計なのですが、そんなに遠い話ということでもないと思います。個人的なことを申し上げますと、私、今64歳なんですけど、40年後とい

います104歳であります。今、人生100年時代と言われますので、私は生きて
いるかもしれない時代のことを想定するわけです。

そこで、地域医療についてお尋ねをします。

団塊の世代が75歳以上になる2025年を目標に、必要となる病床数を推計して都道府県ごとに策定した地域医療構想で、手術などが必要な患者向けの急性期の病床を減らし、リハビリ向けの回復期を増やすことを国が進めています。なかなか議論の進展がないと見て、厚生労働省では昨年9月には再編、統合が必要な病院名を公表するに至ったところです。

しかし、国と自治体の意見の隔たりは大きいと私も認識しています。人口減少が加速する中、最後のとりでとも言える地域の医療体制の再構築は急務であることには間違いないと思います。病院があること自体が住民の安心につながるのは間違いないのですが、重要なのは必要ときに適切な医療が受けられるかどうか、医師の偏在や看護師不足などで、病院が近くになくても救急救命に対応できるようにしなければならないと考えます。

さらに、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年問題は、医療や介護、行政サービスが乗り越えるべき課題がさらに大きくなると予測されています。三重県において、ICTやAIなどデジタル技術の革新を生かした効果的な医療体制網の整備が必要だと考えます。

そこで、質問します。

医療機能の分化と連携についてです。

急性期を担う基幹病院と地域包括ケアを担う地域密着型との機能分化と連携について、地域医療構想の策定後のさらに先を見越した議論の現状と、効果的、効率的で優しさを備えた医療提供体制の構築についてをお尋ねいたします。

続けて、2番目もお尋ねします。

ICT、英語の訳ですが、インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー、つまりインフォメーション技術を活用した技術であります、それを生かした医師のキャリア支援や救急医療の充実について質

問させていただきます。

三重県は医師少数県です。二次医療圏別では、東紀州医療圏は医師少数区域となつているところです。医師不足や偏在解消に向け、地域の医療機関に勤務する若手医師のキャリア形成の支援、つまり遠隔カンファレンス、テレビ会議とも言われていますが、さらに過疎地域では、医師の高齢化による医療機関の減少に伴い、受診するための移動に労力がかかるため日常の通院が難しく、在宅医療に移行するときなど、患者と医療機関、そして医師と医師の間でICTを積極的に活用すべきであり、患者の利便性の向上が望まれるところです。その取組について、お尋ねしたいんです。

(パネルを示す) パネルで御説明します。これは、山口県の医療センターから抜粋をさせていただいたものです。これからの僻地医療をどう守るのかというところでありますが、量、質、僻地医療を守るためネットワーク、そして一番最後に、激変する僻地の医療ニーズへの対応というところで、下から2番目、ICTの活用とあります。このことを、皆様、御確認をいただきたい。

次のパネル。(パネルを示す) これは内閣府が出したものであります。オンライン診療の経緯と題したものです。平成9年から離島や僻地の場合など遠隔診療を認めてきたいきさつがございます。平成27年には、離島、僻地については、あくまで例示という形でやってきましたが、しかし、いよいよ平成30年3月に指針が発出され、平成30年度には診療報酬改定が創設されたという状況でございます。

以上について、御答弁願います。

[福井敏人医療保健部長登壇]

○医療保健部長(福井敏人) 2点、御質問をいただきました。まず、医療機能の分化と連携についてであります。

県では、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年を見据え、高齢化による人口構造、疾病構造の変化に対応し、地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制を構築するため、2017年3月に地域医療構想を策定いたしました。

策定時の病床数を、急性期、回復期、慢性期といった医療機能別に見ますと、2025年における必要病床数と比較して、議員からも御指摘がありましたように、急性期機能が過剰で、回復期機能が大きく不足している状況でありました。

こうしたことから、地域医療構想の実現に向けまして、県内八つの地域に地域医療構想調整会議を設置いたしまして、医療機関の機能分化や連携が進むよう、2025年における各医療機関の担うべき役割や持つべき医療機能別の病床数、さらに、医療機関の緊密な連携の下で、急性期から在宅療養へ至るまでの、切れ目のない良質で効率的な医療を提供できる体制の整備について、毎年度繰り返し議論を行っておるところでございます。

なお、協議に当たりましては、2025年以降に医療需要のピークを迎える構想区域もありますことから、2040年までの医療需要も見据えるなど地域の実情を踏まえ、丁寧に議論を進めておるところであります。

次に、ICTを生かした医師のキャリア支援や、救急医療の充実についてであります。

県では、医師の偏在解消を図るため、今年度中に三重県医師確保計画を策定することとしておりまして、具体的な医師確保対策として、三重大学の地域枠医師や医師修学資金貸与者のキャリア支援を行いながら、医師不足地域への派遣調整に取り組むこととしております。

このような取組により、多くの若手医師が医師不足地域で勤務することとなることから、専門医の取得など、キャリア形成に不安を感じることはないサポート体制や、救急医療体制を整備することが重要になると考えております。

現在、県の補助事業におきまして、総合診療医の育成を図るため、指導医のいる三重大学と若手医師が勤務する医療機関との間でテレビ会議システムを構築し、カンファレンスなどが実施できる体制づくりを進めております。

令和2年度当初予算におきましては、こうした取組をさらに拡大して、医師不足地域等で勤務する医師の負担を軽減し、診療支援を図るため、ウェブ会議システムや画像転送システム等、ICTを活用した医療機関の医療情報

連携を可能とするシステム整備に対する支援を行うこととしておりまして、ICTを活用した地域医療連携支援事業として、3471万3000円を新たに計上しております。

具体的にはウェブ会議システムを使用して、医師不足地域の病院に派遣されている医師が大学病院等のカンファレンスに参加できるようにし、指導医からの助言が受けられる体制を整備することによりまして、若手医師のキャリア形成を支援していきたいと考えております。

また、三重大学医学部附属病院と東紀州地域の病院をネットワークで結び、救急搬送された脳梗塞の患者のCT画像やMRI画像を三重大学医学部附属病院に転送し、例えば、血管内にある血栓を溶かすtPA療法は可能かどうかを画像診断支援ができるようにすることで、救急医療の充実にも取り組んでいきたいと考えております。

人口が減少する中におきましても、救急医療をはじめ必要な医療が提供できるよう、医師不足地域への医師派遣を行いつつ、ICTの積極的な活用を図っていきたいと考えております。

以上です。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。御丁寧な説明を頂きました。心から感謝を申し上げます。

また、新年度では、ICTを活用した補助事業が創設されるということで、伺いますと、8病院ぐらいが想定されているようですが、ぜひ積極的に前に進めていただきたいと思ひますし、今回の新型コロナウイルス感染症予防とか対策とかで恐らくオンラインの診察とかできれば、拡散が防げる可能性が出てくると思ひます。ICTとかAIを活用したさらなる取組を加速度的に進めていただきたいと思ひます。もう一つ伺いますと、オンラインで伺いますと、教育もそうです。それからテレワークやリモートワークなども、一気に新型コロナウイルス感染症対策の後、早急に構築していただきたいと思ひます。

続きまして、3番目、近くに病院がなくても救急救命に対応できるようにするために、ドクターヘリや救急車のさらなる充実が大切だと考えますが、その現状と課題についてお聞かせいただきたい。

特にドクターヘリの運航については、東紀州において、要請があってもフライトができなかった事例が多く見られます。フライト不可の理由は、強風や天候不良などがありますが、冬場は日没が早く運航時間が短いことや、夜間運航の課題などもお伺いしております。

三重県のドクターヘリの出動実績を、今日はパネルにしませんでしたが、平成30年度で言いますと、年間313回、そのうち志摩広域消防組合が106回で、これは毎年1位なんです。次いで、三重紀北消防組合の44回、そして熊野市消防の30回と続きます。つまり東紀州全体で言いますと、74回の出動ということになっています。

この傾向は、年々出動要請が増えてきている状況なんです。県として、このような状況で現状認識をどうしているのかお尋ねしますし、課題解決に向けた策があればお伺いしたいと思います。

〔福井敏人医療保健部長登壇〕

○医療保健部長（福井敏人） ドクターヘリの運航について出動不能案件が多数見られるが、どのように受け止めているのかという点について、御答弁申し上げます。

ドクターヘリは、重篤な救急患者の救命率の向上等を目的に、フライトドクターやフライトナースがヘリに搭乗し、患者を治療しながら迅速に医療機関へ搬送するものです。

ドクターヘリは、目視により進路や高度を定める有視界飛行方式により飛行していることから、運航におきましては航空法等の規定により条件が定められており、例えば、視界が狭まる雲の多い日や風速が一定以上の場合、安全面を考慮し運航を中止することとしております。

ドクターヘリの運航状況につきましては、議員からも御紹介がございましたが、昨年度505件の出動要請がございまして、そのうち出動不能であった

件数は148件という状況でありまして、例年、20%から30%の割合で出動不能案件が発生しているところでございます。その主な要因は、天候不良やドクターヘリの出動時に他の出動要請が行われる場合の重複要請、そして出動前のキャンセルなどであります。

このことから、重複要請等による出動不能案件を解消するため、平成30年12月20日に、奈良県、和歌山県と3県で相互応援協定を締結いたしまして、ドクターヘリが出動中でも他県のドクターヘリが活用できるように対応したところであります。

また、防災ヘリはドクターヘリより機体が大きく航続可能時間が長いことや、風による影響を受けにくいなどの優位性を踏まえまして、これまでも医療関係者が同乗して、救急活動、いわゆるドクターヘリ的運用を行ってきたところでございますが、防災対策部と連携いたしまして、県、ドクターヘリ基地病院等関係者で構成する、救急活動に係るヘリコプターの活用に関する調整会議において、防災ヘリの救急搬送への活用について検討しておるところでございます。

以上でございます。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

ぜひ、防災ヘリも含めた形で連携を取って、救命救急に当たっていただきたいと思えます。

続きまして、大きい項目の2番目を質問させていただきます。

子ども心身発達医療センターの医療体制についてです。

これは、昨年10月の代表質問でも申し上げたところですが、発達障がい児への支援においては、早期発見、早期療育が重要です。また、医療、保健、福祉、教育などの連携の下、切れ目のない支援体制が必要となることから、今回、一般質問では、県内の支援体制における子ども心身発達医療センターの役割について質問したいと思います。

(パネルを示す) パネルを御覧いただきたいと思えます。県立子ども心身

発達医療センターは、旧草の実リハビリテーションセンターと旧小児心療センターあすなろ学園、児童相談センターの難聴児支援部門が統合され、平成29年6月に新たに設置をされました。開設から2年半が経過し、併設のかがやき特別支援学校や隣接する国立病院機構三重病院と連携して、子どもの心と体の発達支援の拠点として機能し、専門的役割を発揮いただいています。

しかし、現在、これはほかの議員からも今までにも質問があったかと思いますが、受診希望者がセンターへ集中し、特に児童精神科での初診待機や入院待機が課題となっています。この背景には、全国でも数少ない第一種自閉症施設であった旧小児心療センターあすなろ学園などの存在、そして、三重県特有の事情があると考えます。

また、児童自立支援施設や特別支援学校への医師派遣や、尾鷲総合病院でのサテライト診療が月2回行われているなど、南北に長い三重県の地理的条件、特性に配慮した取組も実施されているところです。全国的に見ても、拠点機関が充実したところへの集中傾向があるようですが、逆に周辺の身近な地域での受診体制が整ってこなかったのではないかと考えます。

そこで質問いたします。

子ども心身発達医療センターが、県の支援体制の中核として役割を発揮していけるように、待機者の解消の点も含め中長期的なビジョンを確立して運営されていく必要があると考えます。その取組をお伺いいたします。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 子ども心身発達医療センターの診療体制、その中長期的なビジョンについてお答えいたします。

三重県立子ども心身発達医療センターは、開設以来、専門性の高い拠点医療機関としての機能の充実と、市町における専門人材の育成等の地域支援機能の充実を、センター機能の両輪として取組を進めてきたところです。

発達障がい児への医療ニーズが年々高まる中で、これまで地域で発達障がい児を診療してきた医療機関の閉院等が相次いだことから、センターへの受

診希望が集中し、初診までの待機期間の長期化が課題となっています。

センターでは、三重大学等と協力し、児童精神科の専門医の増員に努めてきたところですが、センターの機能を十分に発揮するためには、地域の医療機関との連携や役割分担の在り方についてのビジョンを、具体的な取組を通じて関係者と共有していくことが必要だと考えております。

このため、来年度から三重県小児科医会の協力を得て、地域で開業されている小児科医等を対象に、発達障がい児を診療するための知識を深めていただく連続講座を行うこととしております。

現時点での申込状況につきまして、地域的には北勢地域から東紀州地域、規模的にはクリニックから二次救急病院までの27医療機関から申込みを頂いており、この方針に対して一定の御理解を頂いていると考えております。

また、地域の医療機関の市町の相談支援窓口、児童発達支援事業所などの療育機関等によるネットワークの構築を支援し、身近な地域での医療の確保と支援体制の充実を図っていききたいと考えております。

加えまして、発達障がい児等の相談支援の充実につながるよう、市町の発達障がい支援システムアドバイザーの育成など、専門人材の育成支援に引き続き取り組んでいきます。また、地域における発達障がい児等に対する早期支援を図るため、保育所等におけるCLM、チェック・リスト・イン・三重と個別の指導計画の導入を促進していきます。

今後とも、センターにおける専門医の確保とともに、地域の医療機関や市町、療育機関等との連携強化にビジョンを共有して総合的に取り組むことで、発達に課題のある子どもが、身近な地域で安心して必要な医療と支援が受けられる体制を整備してまいります。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） ありがとうございます。

身近な地域で受診ができる体制整備に備えた連続講座を開かれるというお話で、昨日の話ですが、既に1回目があったらしい、小児科学会があったらしいんですが、新型コロナウイルス感染症対策で延期になったという話は聞

いております。

ただ、そのことは非常にいいことだし、前に進めていただきたいと思います。つまり、一般の小児科医が発達について今までの経験がないので、キャリアを積んでいただきたいというのは最低限必要だと思うんですが、ただ、課題が一つありまして、将来的には、東紀州地域をはじめ小児科医院そのものが不足している、医療資源そのものが不足している地域というのが発生するだろう、特にその配慮が必要だと私は思います。そのような地域の、発達に課題のある子どもたちに対する今後の医療提供についても、もしお考えがあればお伺いしたいと思います。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 医療資源が乏しい地域における発達障がい児への今後の医療体制についてですが、小児科医などの医療資源がとりわけ少ない東紀州地域については、尾鷲総合病院において、月2回、子ども心身発達医療センターのサテライトクリニックによる外来診療を実施しているところです。また、紀南病院では、三重大学からの派遣により、月2回、小児発達専門外来が設けられております。

東紀州地域の発達障がい児に対する医療の提供については、これら地域の中核的な病院による診療体制を継続しつつ、将来的には、先ほど申しました、より身近な地域の開業医による日常的な診療や、関係機関とのネットワークによる支援体制の充実が必要だと考えております。

そのためにも、来年度から実施する連続講座への参加を広く呼びかけ、児童精神科領域を扱う医師の育成に努めるとともに、センターの医師等が地域で行われるケースカンファレンスなどに参加し、指導、助言を行うなど、地域の医療機関や市町発達総合支援部門、療育機関等によるネットワークづくりを支援してまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

そういう課題認識を十分踏まえて、今後の対策に取り組んでいただきたいと思います。

今、サテライトクリニックが月2回、尾鷲総合病院で行っていただいて本当に感謝しているんですが、過去の歴史的な状況があるんですが、ほかの地域のバランスがあるかと思いますが、回数を増やしていただくと助かる、ありがたいと思います。先週ですが、尾鷲総合病院に聞きましたら、今申し込むと初診外来が7月だそうです。同じように、センターと一緒に待ちが相当あるということでございます。

もう一つだけ、今の御答弁に付け加えさせていただきますけど、児童虐待というのが社会的問題になっております。そういった県でも対応が取られているところですが、既に課題を把握していらっしゃる場所ですが、ある研究機関から資料を頂いたんですが、虐待のうち半数は本人の発達における何らかの課題がある、あとの半分は児童を取り巻く環境に課題があると言われております。

地域の小児科医を対象に、発達に関する連続講座を開かれるということでありますので、そこで、体、いわゆる身体への発達へのアプローチにとどまらず、家庭状況に一步踏み込んだ形で連携対応ができるようなこともぜひ付け加えていただけたら、これはもう要望で終わらせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

次の質問に移ります。

3点目、スペイン・バスク自治州と三重県との交流についてであります。

昨年11月には、世界遺産の巡礼道を有するスペイン・バスク自治州を訪問され、熊野古道とスペインの巡礼道の保存するための方法や観光振興、情報発信などで協力することを定めた覚書を締結したところです。中でも、保全の手法を共有したいとの知事のコメントもありました。

それぞれの巡礼道には違った側面があると私は思っています。一つの側面は、宗教的価値であります。もう一つは、文化的価値です。まさにスペインはカトリックの聖地と、そして日本神道や仏教をベースにした場所の連携ですから、大変価値のあることだと私は感じています。また、関わる人のグローバル的価値観や多様性の育成につながるものと考えています。

今後の取組についてお尋ねするところですが、ちなみに、和歌山県とスペイン・ガリシア州との協定が平成10年にありました。それはパネルにもあります。（パネルを示す）パネルにあらうかと思いますが、ガリシア州との提携がございませう。つまり約20年前です。田辺市熊野ツーリズムビューローとサンティアゴ・デ・コンポステーラ市観光局との共同プロモーション協定が結ばれたのが平成20年で、約10年前から続いています。

10日ほど前のことですが、このようなことが話題になっていました。SNSのニュースですが、観光客を35倍にした熊野古道の完璧なコンテンツマーケティングというタイトルであります。これは田辺市のことなんですけど、2011年には外国人の宿泊客が1217人だったのが、2018年には4万3824人ということで、7年間で宿泊者数が35倍になったという取組を紹介していました。そんなことを参考にしながら、交流の覚書締結後の取組についてお尋ねいたします。

〔伊藤久美子地域連携部南部地域活性化局長登壇〕

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） それでは、スペイン・バスク自治州と三重県の交流につきまして、お答えさせていただきたいと思いません。

スペイン・バスク自治州との世界遺産を生かした協力・連携に関する覚書は、巡礼道の価値をさらに高めるとともに、人々の理解が深まり、より多くの方に巡礼道を訪れてもらうことを目的としております。その中で、熊野古道伊勢路の保全と活用は要の取組になると考えております。

保全につきましては、巡礼道の保全、振興に関わる方々や、次世代を担う若者の交流が将来にわたって継続し、両県州にとって有意義なものとなるよう、地元の意見も聞きながら調整していきます。

また、活用につきましては、世界に2例しかない世界遺産の巡礼道という強みを生かしまして、互いの巡礼道の価値や魅力を高め発信することで、双方の巡礼道を歩く人を増やしていきたいと考えております。

一方、南部地域の活性化という観点から見ますと、観光産業の発展は不可

欠でございまして、世界遺産であります熊野古道伊勢路は重要な地域資源の一つと考えております。同じ熊野古道を有します隣県、和歌山県では、先ほど御紹介がありましたように、近年、中辺路を中心に欧米豪からの外国人旅行者が急増しております。中辺路がございまして和歌山県田辺市は、先ほど御紹介がありましたように、サンティアゴ巡礼道の目的地、大聖堂がありますサンティアゴ・デ・コンポステーラ市と観光交流協定を締結しております、両市の共同事業として熊野古道とサンティアゴ巡礼道との共通巡礼手帳を発行し、4年半で55か国約2700名の方が双方の道を歩かれたとお伺いしております。

また、田辺市を拠点に活動しますDMO、田辺市熊野ツーリズムビューローは、熊野古道を本当に好きになってくれる人に来ていただくことを目指し、欧米豪の旅行者、その中でも歩く人にターゲットを絞り、外国人も泊まれる民泊を増やしたり、熊野古道を歩くための多言語マップを作成したりするなど、受入れ環境の整備に尽力されております。

バスク自治州との覚書締結は、それぞれの地域にある世界遺産の巡礼道を世界へ発信する契機であり、伊勢路にとっても、国内だけでなく、外国人旅行者にPRできる大きなチャンスと考えております。

外国人旅行者に熊野古道伊勢路を歩いてもらうため、和歌山県、田辺市熊野ツーリズムビューロー等とより緊密に連携して、田辺から伊勢まで熊野古道をつなげていけるよう、受入れ環境を着実に整えたいと考えております。

令和2年度は、行きたい観光地を選ぶと、最適な旅行ルートと観光地間の二次交通を案内します他言語旅行ルート作成システムをウェブサイト上で導入するほか、和歌山県新宮市から東紀州地域へ向かう外国人旅行者向けのバスフリー切符を造成しまして、外国人旅行者の誘客に注力してまいります。

熊野古道は見るだけでも美しく魅了されますが、私自身、バスク自治州を訪れたことで、巡礼道は実際に歩いてこそその魅力をより強く感じる事ができると再認識いたしました。外国人旅行者が、実際に時間をかけて歩くことで伊勢路を楽しまれ、地域の文化に触れ、また地元の方々と交流すること

により、熊野古道の文化的な価値への理解がより一層進むものと考えております。

今回のバスク自治州との覚書を契機に、世界に広くアプローチし、国内外から多くの方に来ていただくとともに、地域の活性化に向け、熊野古道が本当に好きな人を増やしていけるよう努めていきたいと思っております。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

本当に好きな人をこれからターゲットにしていって注力したいということで、ぜひ期待したいところです。

それに関連して再質問したいんですが、インバウンド誘客について、既に、東紀州5市町では台湾との観光誘客が盛んに進められているところです。今回、スペインとの交流や誘客ということになると、つまり、欧米豪という一つのくくり、欧州の中の人たちにどうターゲットを絞っていくのか、ここあたりが課題になってくると思います。つまり、台湾のお客様と欧米豪のお客様とは、おのずと観光に対する魅力、考え方が違うと思います。

日本版DMO設立の準備に取りかかっているということで、観光地域づくりがより積極的に広がるということは期待したいところですが、今ある東紀州振興公社の、DMOの設立についての役割についてお聞かせいただきたいと思います。

○地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子） 東紀州地域振興公社には、まずインバウンドも含めまして観光の地域全体のかじ取り役となりまして、地域の観光関連事業者、商工業者、交通事業者、地域住民等と力を合わせましてインバウンド誘客に取り組み、持続可能な観光地域づくりを進めてもらいたいと考えております。

台湾につきましては、これまで東紀州地域振興公社では取り組んでまいったところですが、スペインなど欧米豪につきましても、ぜひ取り組んでいただきたいと考えております。

そして、こうした取組を的確に進めるためには、観光の専門人材の育成、

確保が必要だと考えております。特にインバウンド誘客に当たりましては、外国人目線で、観光コンテンツの造成、プロモーション、受入れ環境整備等に取り組むことが重要と考えております。

東紀州地域振興公社は、日本版DMO登録に向けまして、来年度から一般社団法人に移行いたします。運営基盤が十分に整っておりません法人化当初から、専門人材を登用することは財源的にも難しいと考えておりますが、将来的には構成団体間で調整いたしまして、協議していければと考えておるところでございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

専門人材も視野に入れた形で取り組みたいという御発言をいただきましたので、大変期待するところです。地元との調整をやっていただいて、ぜひ取り組んでいただきたいところです。

2分ほど、ちょっとお話をしたいなと思います。

それは、今回、新型コロナウイルス感染症対策で、これもまたネットニュースで見たんですが、台湾のIQ180の38歳、天才大臣の対策に世界が注目しているという記事、読まれましたか、知事。ありがとうございます。

私は、東南アジア、ASEAN地域に、最近議員になってからは行っていませんが、よく行くことがあります、ITとかICTとか、例えばスマホの活用とかタブレットの活用とかというのは、日本よりも進んでいるという実感がいつもあります。特に台湾に行ってもそうです。この間、カンボジアに行ってもそうなんですが、はるかに進んでいますと私は認識しています。

台湾の38歳の女性だと書いてありますけれども、彼女はITエンジニアなんですね。マスクがない、どこの店だったらマスクがあるか、個人個人に売っていく、全部リスト化されていく。そして、例えば、今回トイレトペーパーとかティッシュペーパーもあるわけですが、どこへ行っても探してもないというんじゃなくて、ちゃんと売り方を決めて、どれだけ在庫があっ

て、どれだけここへ行けばちゃんとあるよという情報を提供していくという仕組みをつくった。中国には一切売らないとかいろんな規制をかけた、しかもそれがスピーディーだった。

ここが台湾の人たちにとって、安心感、不安を取り除く要因だというふうに『AERA』という記事から読ませていただきましたが、実は、国際交流とか観光交流とか、いわゆる観光で、インバウンドで経済が豊かになるよねという以上に、いろんな価値観の共有と、それから先進のものをどんどん受け入れていく。120年前に後藤新平さんが民生長官だったらしいですが、今、日本が学ばなければいけないのは、台湾の防疫対策だというふう書いてありました。

ぜひそんなことも視野に入れて、欧州、スペイン、これはカトリックの聖地ですので、サンティアゴだけじゃなくて、聖ヤコブだけじゃなくて、パチカン市国であるとかエルサレムとかあるわけですが、その中の三大聖地と結ぶわけですから、ぜひ視野を広げて長期的に取り組んでいただければと思います。

いよいよ、最後の質問をさせていただきます。

重要港湾尾鷲港の港湾計画についてであります。

昨年7月に行われた、知事と尾鷲市長との一対一対談のテーマでも取り上げられていましたが、重要港湾として機能してきた尾鷲港について御質問します。

火力発電所廃止を受けて外貿がない状況で、内貿についても、農林水産品あるいは石材など減少の一途をたどっている状況です。平成19年7月に策定された港湾計画から既に23年が経過していて、港湾管理者の三重県が主体的に早期に計画の見直し作業に入る必要があると考えます。現状と課題について、お尋ねしたいというところです。

言うまでもなく、港湾の機能として三つあります、物流、観光、それから防災という機能強化が図られるところではありますが、また、水産関連ゾーンについても、機能強化と高潮対策の強化も図らなければならないと思います。

パネルを用意しました。（パネルを示す）三重県の港湾が記されています。御承知のように、津松阪港と尾鷲港が重要港湾であります。四日市港は格段上ですので、国際港ですのでちょっとランクが違いますが、熊野灘に重要港湾として1か所だけ尾鷲港が認定されている。

これは、昭和30、40年ぐらいだと思いますが、火力発電所が設置をされて重要港湾となったといういきさつがあります。ですが、この辺は地元尾鷲市の考え方もありますし、それとどう関わっていくのかという部分をお尋ねしたいと思っています。

〔渡辺克己県土整備部長登壇〕

○県土整備部長（渡辺克己） それでは、尾鷲港の港湾計画の見直しについての御質問にお答えいたします。

尾鷲港で原油の輸入を行っていた尾鷲三田火力発電所が平成30年12月に廃止されたことに伴い、海外との取扱貨物がなくなったこと、また、主要な取扱貨物であった石材の取扱量が減少していることなど、尾鷲港を取り巻く環境は大きく変化しており、港湾管理者として港湾計画の見直しを行う必要があると考えております。

また、令和元年7月に開催の知事と尾鷲市長との一対一対談において、尾鷲市長から、東紀州地域の海の玄関口として尾鷲港に求められるニーズや役割は今後変化していくことから、現行の港湾計画の見直しをお願いしたいとの要請も受けました。

現在、発電所跡地の利活用について、尾鷲市、尾鷲商工会議所、中部電力の三者で構成するおわせSEAモデル協議会で様々な検討が行われており、これに併せて、尾鷲市では発電所跡地の利活用だけでなく、港を含めた地域の活性化に向けた構想の策定に令和2年度から取り組むと聞いております。県としましては、港湾管理者として、尾鷲市が策定する構想が円滑に進むよう、既に尾鷲市と定期的に情報共有を行っております。

県としましても、尾鷲港は東紀州地域の海の玄関口として重要な港湾であると考えており、おわせSEAモデル協議会の取組とともに、クルーズ船の

寄港など、交流、物流、防災と多岐にわたる地域における港の役割を整理し、尾鷲市が策定する構想と連携して、港湾計画の見直しを進めてまいります。

そのため、令和2年度からは、尾鷲港の港湾計画見直しの前提となる長期構想策定のための予算を確保し、港湾計画の見直しに着手するとともに、尾鷲市が策定する構想についても、尾鷲港の利活用が図られるよう積極的に参画し、支援してまいります。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

部長の御答弁では、調査費を県が新年度予算で見て、計画をつくっていくということでございます。尾鷲市でも、港まちづくりについての調査を委託、今定例会に上程しているようですので、併せて非常にリンクしながら、協議しながら、打合せをしていただきたいと思います。

今、御答弁の中にもありました尾鷲三田火力発電所跡地活用については、おわせSEAモデル協議会という御答弁を頂きました。それが設立されたのは、昨年3月にランドデザインがまとめられたところです。広域ごみ処理施設も含めゾーニングがされているところですが、県としての関わりは尾鷲市にとどまらず、東紀州全体の活性化に寄与するものであるべきだ、これは知事もおっしゃっていますし、それぞれの部局がおっしゃっていますが、具体的に、東紀州地域の広域的な視点での支援の取組についてお尋ねします。

これが、（パネルを示す）パネル、小さいので手持ちの資料にさせていただけたらと思います。

いわゆる、川が二つある間が中部電力尾鷲三田火力発電所の跡地です。三つ黄色い部分がございますが、タンクヤードのところが大体二つ合わせて9万坪で、海に面しているところが10万坪ということで、ここがタービンがあるところでございます。撤去作業が、今、かかっているわけですが、もともとはその東側というのか、北側というのか、いわゆる水産関連部門とか、それから、交通機能用地とかいろいろ書いてありますが、港湾関連施設用地がございます。ここも活用を積極的にやっていくというプランを尾鷲市がど

うもこれから書いていく、具体的に落としていくんだそうです。

県としては、この港は、再三申し上げますが、尾鷲市だけの機能ではなくて、東紀州全体に影響を及ぼすような構想づくりをぜひお願いしたいということをお願いしております。再度になります、東紀州地域の広域的な視点での取組、支援について具体的に状況をお答えいただきますようお願いいたします。

○**地域連携部南部地域活性化局長（伊藤久美子）** 県の支援状況について、お答えしたいと思います。

まず、県の支援体制でございますが、県では知事を本部長といたしまして、部長級職員で組織しております南部地域活性化推進本部を設置しております。その中に、尾鷲三田火力発電所の跡地活用に係る支援部会を平成30年7月に設置いたしまして、全庁的な支援体制を構築しております。

その中では、南部地域活性化局と雇用経済部が、尾鷲市、尾鷲商工会議所、中部電力の三者で構成しておりますおわせSEAモデル協議会に対する県の窓口となりまして、進捗状況や課題、必要な支援等につきまして、定期的に会議に出席いたしまして助言しておりますほか、関係部局との調整、そして、事業パートナーの紹介などを実際行っておるところでございます。

支援状況でございますが、先ほどお話もありましたように、平成31年3月におわせSEAモデル協議会はグランドデザインを発表いたしまして、具体的な検討や取組を始めております。その中で、陸上養殖の実証実験につきましては、尾鷲水産研究所が設備の貸与や技術的な助言を行っているほか、木質バイオマス発電につきましては、雇用経済部と農林水産部が燃料調達先の新規開拓等を支援しております。

また、南部地域活性化局におきましては、南部地域活性化基金を見直しまして、民間企業等と連携しました雇用創出の取組についても支援対象とし、おわせSEAモデル協議会の取組について支援していくこととしております。

おわせSEAモデル協議会では、各プロジェクトの具体化に必要なゾーニングを、現在、再検討しております、令和2年度に用地の分譲、賃貸など、

企業誘致に必要な条件を整理していく予定でございます。

県の支援状況、以上でございます。

〔33番 東 豊議員登壇〕

○33番（東 豊） ありがとうございます。

いよいよ令和2年度になると本格的な取組になろうかと思えます。個別具体の相談と協力体制で進めていただきたいと思えますので、ぜひ力強い御支援を賜りたいと思えます。

さて、残り7分となりましたが、冒頭申し上げたように、（パネルを示す）三重県の人口統計、国の統計でいきますと、国立社会保障・人口問題研究所の統計がほとんど当たっているという統計らしいです。ほかの統計はいろいろ触れますが、施策によって上向きにしましょうということで、県としては取り組まれると思うんですが、これが大体正確な数字らしいです。

こういう状況にあって知事にお伺いするんですが、三重県南部、とりわけ東紀州はいろんな課題もありますがいろんないいところもある、それをどうやって形づくっていくのか。つまり、中長期のビジョンが絶対必要だと思います。医療の問題もそうです。ネットワークでつないでICTを活用して、そこで豊かに暮らせるという施策、あるいは若い人たちが新しい事業を求めて移住されるということとか、あるいは熊野古道を中心にしたインバウンドとか、いわゆる国際的な視野を持ったそういう環境づくりというのはいろいろあると。

最後に申し上げた尾鷲三田火力発電所跡の、これは広大な土地であります。これは東紀州地域にとって、言葉を選ばないといけないですが、本当にターニングポイントだというふうな認識を持って取り組んでいただきたいと思うんです、中長期的な視点で、しかも大きなターニングポイントだと。県としても、県の持っている重要港湾ですので、ちょうど絵を描く最中でございますので、その辺の思い、ぜひ知事の御所見を賜りたいと思えます。

○知事（鈴木英敬） 今回の尾鷲港の問題についてですけれども、尾鷲三田火力発電所ができた当時は人口増加局面で、尾鷲市と尾鷲の経済界、あるいは

中部電力による関係性の中での課題だったのかもしれませんが、現時点においては人口減少が進み、一方で高速道路網なども発達していく、そういう中で東紀州全体の広域的な課題だと我々も認識しておりますので、積極的に支援していきたいと思っておりますし、ピンチをチャンスに変えていくためのこういう案件こそが、南部地域活性化局あるいは関係部局の腕の見せどころだと思っておりますので、ぜひ知恵を結集して出していきたいと思っております。

例えば、港湾計画で工業用地とされていたら、じゃ、おわせSEAモデル協議会でいろいろ考えてもいろいろできやんのと違うのかと、尾鷲商工会議所の方から私も何回も言われました。でも、実は、あれは港湾管理者が使うときにかけられる規制なのであって、所有者の人たちには何ら規制がかけられておらず、白地でいろんなおわせSEAモデルについて考えていただける余地がありますので、そういうことも踏まえて、正確な、先ほど冒頭の新型コロナウイルス感染症のことで、東議員から、正確な情報の受発信とおっしゃっていただいたように、正確な状況も伝えながら、そしてみんなで知恵を出し合って、広域な問題としてピンチをチャンスに変えていく、そんな取組として県も当事者意識を持って取り組んでいきたいと思っております。

[33番 東 豊議員登壇]

○33番（東 豊） 知事の答弁、ありがとうございます。

力強い御答弁で、ぜひ総力を尽くして東紀州地域の道筋をつけていただきたいと思っております。

3分あるんですが、あと1分ぐらいお話ししたいのは、昭和30年代は戦後で日本列島を変えていこうと、どういうふうに変えていこうと、そのときに、企業誘致か観光開発かという分かれた時期があります。各市町村が、うちの町、どうやってするのかというビジョンをつくったときに、尾鷲市は企業誘致だったと思います。成功されたんだと、地元の方々のいろんな御苦労が、反対もあれば賛成もある、あるいはいろんな形で、中部電力との話合いの中で御苦労があったと思うわけですが、40年間あの地域を支えてきた、これがなくなるといことは大転換だと思うんです。それに代わるものを、もう本

当に人口が少ない中で一生懸命考えているところでございます。ぜひ人材と情報、これが命でありますので蓄えていただいて、共有していただいて、受発信していただいて、地域づくり、三重県は地域づくり計画というのは今ありませんが、地域よっての計画がありませんが、ぜひ心得て取り組んでいただきたいというふうをお願いをして、一般質問とさせていただきます。本日はありがとうございました。（拍手）

○議長（中嶋年規） 51番 西場信行議員。

〔51番 西場信行議員登壇・拍手〕

○51番（西場信行） 鈴木知事、こんにちは。中嶋年規三重県議会議長、こんにちは。そして、執行部の皆さん、こんにちは。

ごめんください。自民党の西場でございます。

今日は、知事、議長のお二人の県民代表、そして、県政リーダーを前にして、一般質問をさせていただく、大変ありがたいこととございまして、一生懸命務めていきたいと思っております。

先ほど本日の冒頭に知事が新型コロナウイルス感染症の感染防止について御発言していただきました。大変な取組が進み、そして、県内の状況もございます。同感の思いで聞かせていただきました。

県民に陽性患者がその後出ていないという状況ではございますが、心許すわけにはいきません。県民の健康を願い、そして、本県の地域社会の安全、安心、平穏を願う。

先ほど知事からもお話がありましたが、特に今後、影響を及ぼされる県内経済への課題が深刻になってくるようにも心配いたします。県としての取組強化も併せてお願いしたいし、県民が不安に思うことについて、県の的確な情報提供を改めてお願いしておきたいと思っております。

さて、今議会に令和2年度予算案が出ました。たくさんの事業費が計上されておりますが、率直に私の思いとして、よかったな、これはありがたいと思った予算を一つだけ申し上げますと、大台警察署建て替えの調査費850万円。ありがとうございました。

もう昭和40年建設ですからね、55年。私でさえ建てた頃を覚えていない。こういうことでございます。

同じ頃建てた鈴鹿警察署とか、それから四日市南警察署、これも十数年前に建てた。次は大台警察署の番やなど待っておったら、後からできた松阪警察署も、そして四日市北警察署も鳥羽警察署もいくじゃないですか。次だろうと思ったら、箱物抑制ですから、待ちに待ったでございます。

これから、議案は常任委員会に付託されますが、委員会の審議はこれからですが、私は今日の時点で大いに賛成を表明しておきたいと思えます。

それでは、久しぶりに農業の質問、久しぶりでないかもしれん、させていただきたいと思えます。

農業となると、いつも質問になると思い出すのは、知事が初当選、平成23年、このときに公約として打ち出した、もうかる農業、こういう標語と申しますか、方針は全国の行政では初めての打ち出しであったろう。

あれから農政に対する政策の状況が変化してきたと思っておりますし、そして、早速に取り組んでいただいた懸案の農林水産部の復活、これを果たしていただいたことに改めて感謝の気持ちを申し上げたいと思えます。

併せて思い出すのは、その平成23年に実務を担当していただいたのは、現在の副知事の渡邊信一郎さん。そのときは農水商工部長ということでございました。

この知事の初当選の年度に、もうかる農業、そして、農林水産部の組織への変更というものを頑張ってやっていただいた。改めてお二人に感謝の気持ちを添えながら、今回、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の改定と施策推進について質問いたしたいと思えます。

今、国において、基本計画であります食料・農業・農村基本計画の骨子案が公表されて3月に閣議決定という運びであります。

三重県では、県の基本計画が今議会に改定案が出てまいりまして、この議会で審議され、採択される状況で、今動いておりますが、この二つの農業振興にとっての重要な計画が、国、県で同時並行に進んでおるといの中で、こ

の双方の比較をしながら、一、二点お伺いしたいと思います。

国の骨子案の基本コンセプトとして明記されておるのが、産業政策と地域政策を車の両輪として進める、であります。さらに、担い手の育成や確保に向けては、経営形態や規模によらず、小規模な家族経営も地域農業を支えている実態を踏まえて、経営発展を目指す農業者として幅広く支援すると、このようなことが骨子案に出てまいりました。これは大変大きな方針だと私は思っております。

繰り返しますが、今度の国の骨子案では、大規模経営や企業的経営、また、担い手に農地を集約していくという、いわゆる産業政策だけでなく、兼業農家、家族農業経営など、中規模、小規模、中小農家を農業と地域の担い手として役割が発揮できるよう、地域政策を打ち出す、こういうことになってきたんです。重要な変更だと思っております。

国が打ち出した産業政策、地域政策の在り方は、この県議会の議場で、私は、鈴木知事から何度もこの言葉を、考え方を聞いてきました。かねてから知事が考えてみえた、この考え方と全く合致するものですから、驚きと同時に大変うれしく思っております。

この結果を引き出すために、もしも知事が農林水産省に働きかけをしていたのだとすれば、その経緯も伺いたいんですが、今日のところは事前通告していないので、控えるとして、そこで、県当局に、この国の基本計画づくりが、県の基本計画づくりと同時に並行していますが、国の動向をいかに参考にして県の基本計画に連携させてきたかという点を伺いたいと思います。

そのポイントを二つ申し上げます。

一つは、先ほど申し上げました、鈴木知事の思いであります産業政策と地域政策を両輪で進めるという、この言葉と考えが国の計画に明記されましたが、本県の基本計画案にその記述が見当たりません。いかがなものかと思えます。

それと、2017年の国連総会で、2019年からの10年間に国連家族農業の10年とする宣言が採択されております。そして、世界の国々へ家族農業推進が求

められてきておりました。この動きを受けて、このたびの国の基本計画に家族農業が記されてきたと、このように理解しております。本県の基本計画に、そのキーワードであります家族農業経営という文字がほとんど見当たらない。この点が納得がいき難い。いかがですか。お聞きいたしたいと思います。

もう一つ申し上げますが、この基本計画を推進していく今の状況として、大変いろんな課題が出てくるわけでございますが、対策を強化し、てこ入れする分野として、私は耕作地の4割を占める中山間地域が重要だと、このように思っております。

その思いで今日来たら、今日は午後から木津議員が中山間地域の農業をやっていただくということでございますので、この質疑を大変楽しみにさせてもらっておるところでございますけれども、これから高齢化や若者の流出がどんどん進む中山間において、農業のコミュニティ崩壊まで心配しておるような危機的状況にある中で、これをどのように県としててこ入れしていくか、様々な事業ややり方はあろうかなと思っておりますが、私は、最も頼りにするのは昔からの地道な方策であります。生産現場に実践で取り組むところの県の普及指導活動、これが最も重要だと、このように思っております。現場力の強い普及指導事業の復活、これを願っております。県のこの普及に対する取組についても併せてお伺いをいたします。

まず1点目。以上です。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、2点御質問いただきましたので、順次お答えさせていただきたいと思っております。

1点目、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の改定に際しましてですが、人口の減少や高齢化の進展などにより、中山間地域などを中心に水田農業などで担い手の減少が顕著となっております。

こうしたことから、今回改定する基本計画では、小規模な兼業農家や高齢農家等の参画、連携による地域農業、集落機能の維持発展を注力する取組の一つに位置づけまして、農業法人など雇用力のある農業経営体の育成だけで

はなく、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家など、多様な担い手が参画、共生する営農体制の構築に取り組むこととしております。

具体的には、集落等地域の営農体制の構築に向けまして、実効性の高い、人・農地プランの策定を契機としました、将来の地域農業の体制などを検討する話合いの活性化、あるいは兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家など、地域の農業関係者が参画した集落営農の組織化、それと農業が持つ多面的機能の維持、発揮に向けた農地や農道、水路などの維持管理に係る共同活動などの促進に取り組むことといたしております。

また、地域営農体制の強化を図るため、公益財団法人三重県農林水産支援センターに設置された農業経営相談所などと連携しながら、集落営農組織が経営発展する上で必要な法人化、あるいは6次産業化などに向けまして、専門家を派遣して支援していくこととしております。

議員からお話がありましたように、現在、国におきましても、食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討が進められております。

先日公表されました基本計画の骨子では、特に農業の持続的な発展に関する施策として、地方農政局と都道府県、市町村の連携強化により、地域農業を総合的に支援する地域営農支援プロジェクトを設置することや、法人や大規模経営だけでなく、中小、家族経営等についても、産業政策と地域政策の両面から支援を行うことなどが盛り込まれております。

一方で、今回の県の基本計画につきましては、三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例で柱立てしております基本施策ごとに、施策を体系的に取りまとめたということで、文言として明確な産業政策、地域政策といったような分類は行っておりませんが、今後は毎年度取りまとめる基本計画の施策の実施状況、これをさせていただく際には、基本施策ごとの実施状況と併せて、産業政策と地域政策に分類した取組状況をきっちりと御報告させていただきたいと思っております。

また、家族経営と家族農業という言葉でございますけれども、国のほうでは家族経営ということでございますが、家族経営、一口に申しまして、い

ろんな家族の、ほとんど97%程度が県内でも家族経営という分類に入りまして、大きな法人化されておるところから、小規模な、本当に零細など言ったら失礼かも知れませんが、そういう規模の小さい兼業農家まで、様々な経営規模の農家が含まれておりますので、今回の県の基本計画では、その経営規模や対象とする農家により分かりやすいということで、小規模な兼業農家や高齢農家、あるいは土地持ち非農家という言葉を使用しておりますけれども、国の基本計画に記載されています中小家族経営等というところから想定される農家の姿と、県の基本計画で記載されている小規模な兼業農家等から想定される農家の姿はおおむね一致しておるのではないかなと考えてございます。

今後は、国の計画見直しの動向を注視しまして、中小、家族経営等への支援に関する施策の具体化に向けて、国への提言を行いますとともに、県の基本計画に基づく取組を着実に進めることで、小規模農家や家族経営の農家に対する支援にしっかりと取り組んでまいります。

それから、併せまして、2点目、普及の充実ということでお話を頂きました。

農業の普及指導が果たす役割としましては、生産技術面におけるスペシャリスト機能、経営発展の促進や地域活性化の推進面におけるコーディネート機能とともに、マンパワーを生かした農業者や地域の取組に対する支援が求められておまして、農業改良普及センターが中心となって地域に寄り添った普及活動を実施しております。

また、普及指導員個々の能力を高めるということで、体系立てた技術研修や全員がGAP指導員のノウハウを取得するなど、人材の育成強化にも取り組んでおるところでございます。

さらに、今回の基本計画におけます注力する取組を推進していく上で、農業研究所等とも連携して、農業改良普及センターが推進していくことが大変重要な役割を担っておると思います。

具体的には、スマート農業技術の実装に向けたプロジェクト、あるいは認

定農業者はじめ、兼業農家や高齢農家、若者、女性など、多様な担い手の確保・育成プロジェクト、それから、国際水準GAPなど国際認証を生かした販売促進プロジェクトなど、施策横断的に推進するプロジェクトを設置することとしておりまして、この地域におけるプロジェクトにつきましては、各地域の農業改良普及センターなどで構成されるチームを結成して、地域の実情に応じた支援に取り組んでいきたいと考えています。

今後は、こうしたプロジェクトなどにおいて研究と普及がしっかりと連携しながら、産地や農業経営体の支援に取り組んでまいりたいと考えております。

特に、1点目で御答弁させていただきました小規模農家、家族経営等の営農の維持向上に向けましては、よりきめ細やかな普及指導が大切になってくるということで、JA、市町とも連携しながら、地域の農業改良普及センターが中心となって丁寧支援を心がけてまいりたいと考えてございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 私の思いがなかなか伝わっていないように思いました。

家族農業、兼業農家あるいは高齢者農家等を大事にしていくという今度のキーコンセプトは、集落営農じゃないんですよ。集落営農は、これは企業経営ではないけれども、ある面、法人経営の新しい形。こういうものだけでは駄目ということが、今、世界の流れが出てきた。グローバルな推進をして、産業政策を一生懸命やってきたけれども、よくなった部分も多いけれども、自給率、カロリーベース37%という過去最低にあって、行き詰まりがはっきりしてきたので、もうこれ以上進まないということで、国も意を決して、今回、方向転換をしたんだ。三重県は相変わらず、それを従来一生懸命やったけれども、うまくいかなかった集落営農に頼っておっては駄目。

もう一度、この家族農業の在り方をしっかり踏まえて、知事の言われるように産業政策はもちろん柱ではあるけれども、地域政策として何をせねばならんかということをきちっと検討して、時間はないけれども、今回の基本計画案の採決までに修正を求めておきたいと思う。よろしくお願いします。

次に、二つ目、宮川河川流量回復取組の現状と今後のさらなる対応をお願いいたします。

昨年10月の本会議における流量回復の質問において、宮川流域振興調整会議の座長である渡邊副知事から、座長自身が先頭に立って、しっかり進めていくと前向きな御答弁を頂きました。

その後、半年しかたっていないんですが、渡邊副知事も何かとお忙しい立場にあるような状況でございますので、ここで改めましてお伺いしたいなど、思っております。関係機関とどのような調整が進められてきたのか、さらなる流量回復に向けての新たな具体的な取組が進んでいるのかどうか、お伺いいたします。

〔渡邊信一郎副知事登壇〕

○副知事（渡邊信一郎） 宮川流域のさらなる流量回復についてのお答えさせていただきます。

宮川ダム直下毎秒0.5トン、粟生頭首工直下毎秒3トンを上回る、さらなる流量回復の検討については、利水関係者に対しまして、昨年10月から意向確認を開始し、その趣旨や、過去に宮川ルネッサンス委員会水部会で検討されました水量確保の手法等を説明した上で協議を重ねてきました。

この協議の中から、利水関係者からは、現在の流量回復の取組が平成26年度から始まり、まだ安定的に水量を確保する上で問題がないか、実績を積み、検証しているところであることから、さらなる流量回復についての議論は、粟生頭首工直下毎秒3トンの流量を安定的に確保してから取り組むべきであるものとの意見をいただいております。

さらなる流量回復の検討は、利水者の協力なしには取り組めないことから、まずは、運用実績を積み重ねる中で、運用ルール等の改善に努め、粟生頭首工直下毎秒3トンの流量の安定的な確保に取り組みます。

これに加え、取組を少しでも前に進め、粟生頭首工直下の放流量が毎秒3トンを下回る日を少しでも減らすことができるよう、かんがい放流時に流量回復放流を行う同時放流に取り組むたいと考えております。

具体的には、まずは関係者の理解と協力を得ることが必要であるため、関係者と協議を行いまして、来年度から同時放流の試行に向けた運用ルールの検討に着手したいと考えております。

今後も、取組課題につきましては、関係者と連携をしながら、宮川流域振興調整会議でしっかりと検証し、目標達成に向けた取組を進めてまいります。以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） 座長である渡邊副知事から今日の状況を報告していただきました。

かねてからの懸案であった農業用水かんがい放流との同時放流というものを検討していくということが出てまいりまして、これは大きな前進であると思っております。

最近、大台町から出てきておる強い要望として、宮川上流部は釣りシーズンに多くの釣り愛好家が訪れる観光スポットでありまして、アユが生育できる河川環境保全のために、5月から7月の間、ダム直下に毎秒4.5トンの流量で、安定した水温と水量確保の要望が出てきております。

これは、広大なダム湖に貯留した水はその9割以上が発電の水として熊野灘に放流されるという、この河川システムの中で、河川の適切な流量を確保するというのは、県にとって大変重要な使命であり、企業庁の後を担っていただいた民間企業、中部電力にとっても、この問題をぜひとも前向きに進めていただきたいと、このように思っております。豊かな清流、宮川の復活を目指して、今後、先ほどの同時放流も含めて、さらなる流量回復に努めていただきますように、そして、宮川流域振興調整会議の最大の御努力を引き続きよろしく願いいたします。

続きまして、3点目ですが、新たな三重県観光振興基本計画の策定に伴う大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークの活用と大杉谷ビジターセンターの設置ということをお伺いします。

これも昨年のことになりますが、大杉谷振興の質問の中で、見直しが進む

三重県観光振興基本計画の中に大杉谷峡谷の、知事答弁の中で、ユネスコエコパークとしての役割を認識して、基本計画にしっかりと明記して、大台町、DMOと連携して、オール三重で取り組むという力強い御答弁をいただいております。

そして、今議会を迎えて、議案第71号三重県観光振興基本計画の策定についてが提案されております。この新たな基本計画案を見せていただきますと、確かに大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークが明記されており、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございます。

この基本計画の位置づけによりまして、ユネスコエコパークを活用して、観光振興がどのように図られるのか、県の施策の積極的な展開をお願いしたいと思いますが、この新計画期間の令和2年から5年における大杉谷峡谷の自然を生かした県の観光取組についてお伺いいたします。

ちょっと時間が窮屈なので、もう一つ、併せていいですか、質問。

ビジターセンターの設置のことですが、大杉谷峡谷は日本三大峡谷と呼ばれておりまして、三重県側の大杉谷登山口から山頂の奈良県の日出ヶ岳の登山口まで大杉谷登山道が開通しております。

大杉谷と県との関係は、これまで何度もお話ししましたので、ごく簡単にしますが、かつての宮川総合開発のダム建設のときに、地元住民と県との約束で大杉谷の観光振興を約束されております。そうして、近鉄が所有しておりました大杉谷登山道を県が譲り受け、県農林水産部の所管で、現在、維持管理が続いております。

先ほどからお話の出る大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークにつきましては、一昨年頃から農林水産部にその所管が位置づけられておると。そして、また、この質問にあります観光基本計画にユネスコエコパークの活用が明記された、こういうことで、改めて県政課題として大きく浮上したと、このように思っています。

このような中で、大杉谷の魅力、溪谷美を紹介していく施設の設置というものを強く要望したいと思います。

その主たる施設はビジターセンターであります。ビジターセンターは、主に国立公園内に国が開設して、公園の自然などを展示し、あるいは体験学習、調査研究をするという施設であります。大杉谷の観光やエコツーリズムにおいて大変重要な役割を担うと期待しております。

現在、大杉谷が所属いたします吉野熊野国立公園は、既存のビジターセンターが既に3施設あります。そのうち、和歌山県の南のほう、海岸地域に2か所、奈良県である大台ヶ原山頂付近に1か所、3施設とも環境省の施設です。三重県にはありません。

ちなみに、大台ヶ原ビジターセンターは、大杉谷と近く、関係も深い施設ですが、展示の主たる内容は大台ヶ原西地区と言われる奈良県側を目的とする施設でありまして、大杉谷とは直接関係する施設ではありません。

大杉谷ビジターセンターの設置について、過去の経緯や現在の状況などを勘案して、今後、三重県としての大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークの観光を進める主たる柱として、施策に位置づけていただき、国等への要望活動を強めていただきたいと思います。これも併せてお伺いいたします。

以上です。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークの活用について答弁いたします。

現在策定を進めています三重県観光振興基本計画では、大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークを世界に誇る一流の観光資源と位置づけ、大台町や地域DMO、事業者など、地域と一体となって磨き上げ、自然と人間社会の共生や豊かな自然を次の世代へ受け継いでいくこととしています。

本年1月10日には、三重県と奈良県の7市町村で構成する協議会により、県外のユネスコエコパーク関係者への情報発信と地域の皆さんの情報共有を目的に大台町で開催されたシンポジウムにおいて、すばらしい自然を守り、育て、生かす取組が今後より一層広がるよう、私からも魅力を発信したところ です。

また、ユネスコエコパークの自然や景観の保全活動を持続的なものとしていけるよう、大杉谷登山歩道の利用者から入山協力金を頂き、生態系の保全などに活用する取組を今年度から始めたほか、ボランティア等の力もお借りした登山歩道の整備活動を今後も進めていきます。

地域振興に向けては、ユネスコエコパークの認知度が高いインバウンドを主なターゲットとして、三重まるごと自然体験ネットワーク活動団体の広域的な連携による自然体験、食、泊を組み合わせた滞在型交流、農泊を推進します。

また、市町と連携し、ジャパンエコトラック伊勢熊野エリア公式ルートを活用したサイクリングツアー等を継続的に開催するなど、多くの方に参加していただきながら、ユネスコエコパークの魅力を伝える取組を進めてまいります。

今後は、ユネスコエコパークの目的である、生態系の保存と持続可能な利活用の調和をしっかりと認識しつつ、道の駅おおだいに隣接するフェアフィールド・バイ・マリOTTなど、新たな施設が開業するこの機会をチャンスと捉え、豊かな自然や魅力ある食など、地域資源を生かした事業展開や地元の人々との交流を通じて、観光振興や地域振興につなげてまいります。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 大杉谷へのビジターセンターの設置に向けた県の対応についてということで御答弁させていただきます。

自然公園に設置されるビジターセンターは、周辺のフィールドと一体となって、公園の地形、地質、動植物、歴史等を公園利用者が容易に理解できるよう、解説、展示しますとともに、豊かな自然とのふれあい体験を促進する施設でございます。

吉野熊野国立公園の奈良県側に位置します大台ヶ原ビジターセンターでは、訪れた方々に、大台ヶ原の自然や文化及び利用方法などについて情報提供を行いますとともに、貴重な森林生態系が残る西大台区域に立ち入るための事前レクチャーを行うなど、自然体験の拠点施設となっております。

三重県側におきましても、雄大な自然やメディアにも取り上げられた森林鉄道跡など、大杉谷ならではの価値を有し、登山歩道の入り口でもある当地区に拠点施設としてビジターセンターを設置することは、公園利用者の皆さんの自然、歴史、文化への理解の促進や、大杉谷の魅力発信において有効と考えてございます。

新たなビジターセンターの設置に向けましては、適した場所の選定をはじめ、幅広く利用者が訪れるための工夫であるとか、設置後の維持管理など様々な検討を行う必要がありますことから、環境省、大台町及び三重県の三者で、昨年6月から協議を始めておりまして、課題等を整理しておるところでございます。

併せて、大台町と連携いたしまして、インバウンド対策として公園利用者のさらなる利便性の向上を図るため、多言語案内板等の設置を検討しております。

大杉谷地区におけるビジターセンターにつきましては、吉野熊野国立公園の活用のための重要拠点に位置づけられますことから、引き続き国立公園を所管する環境省に対しまして、国直轄によるビジターセンターの設置を要望してまいりたいと考えております。

[51番 西場信行議員登壇]

〇51番（西場信行） ありがとうございます。

知事からは、基本計画への位置づけ後の具体的な取組について聞かせてもらいました。ぜひよろしく願いいたします。

そして、部長からは、環境省、大台町と一体になって、今後、ビジターセンターの設置について取組を進めると、この場で公式にお聞きしました。令和2年度がもう始まりますので、令和3年度以降にこのことが進みますように、ぜひ町と一体になって、しっかり検討と取組を進めていただきたいと思っております。

中で触れていただいた森林鉄道跡というのは、私も現地へ2度ほどお邪魔して、見せていただいて、産業の歴史といたしますか、林業の原点を見た思い

でございます、あれは今残された鉄路を改めて多くの皆さんに見ていただければ、新たな大杉谷の魅力にもつながりますし、そして、もう一つ、今話題になっております松浦武四郎が、北海道の探査が終わった後、三重県に帰られて、70歳の古希を迎えてから、数回大杉谷に登られた、このような松浦武四郎の足跡もございます。詳しくは分かりませんが、本人の意を酌んで、不動谷に分骨がなされておるとい話も聞きます。

こういった事柄を、歴史、文化、自然をしっかりと広めていく、発信していくために、このビジターセンターの設置というものをぜひみんなで取組をしていただきますように重ねてお願い申し上げます。

では、次が4点目になります。

地方創生取組とスーパーシティ構想でございます。

全国知事会の地方創生対策本部長に知事が就任されたということで、大変大きな役を担っていただいた、このように思います。

この最初の5年が終了して、次なる第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略がいよいよ始まるわけでございますが、これに対する本部長のお立場もある中での決意を伺うとともに、注力していきたいというポイントもお伺いしたいと思っております。

また、その地方版であります地方創生総合戦略を進めていく我が三重県におきまして、とりわけ人口減少が進む県南地域で最も効果があると思われる地方創生の取組というものについて、知事の所見をお伺いしたいと思っております。

これも時間の関係で一緒にさせていただきますが、私は、こういう県南地域の中で、今いろんな状況を勘案しますと、そのポイントは、まず、観光振興であろうと、このように思っております。そこに活路を求めたいという思いがございます。

これは、本県としても、御遷宮、サミット、インターハイ等のイベント行事で一層高まりを見せまして、伊勢志摩国立公園や熊野古道が進んで、インバウンド、観光客増加と、こう続けております。

私の地元、多気郡でも、大台町のユネスコエコパークがあり、先ほど知事

が言っていただきました三瀬谷駅付近へフェアフィールド・バイ・マリオット、外資系のホテルの建設があり、そして、明和町には国史跡斎宮跡の活用があり、多気町には滞在型リゾート施設VISIONの建設が進んでおります。

このような事業は、それぞれ町において、それ自体で地域の活力を高める、地域の魅力を発信するに十分な事業ではありますが、最近さらに大きな動きが加わってきておりますので、それをお聞きしたい。スーパーシティ構想の取組であります。各市町の観光拠点をつないで、次世代型の交通手段と言われるMa a Sなど、あるいはA I、人工知能、ビッグデータ等の活用、I T化、ロボット化、自動運転などを活用した未来都市づくりと、このように聞いております。

国の内閣府地方創生推進事務局が担当しまして、地方創生の新しいチャレンジ事業であり、この2月4日には閣議決定がなされておるらしいです。伊勢自動車道と紀勢自動車道の結節点であります勢和多気インターチェンジ付近に建設が進む滞在型リゾート施設VISIONと連結し、活用して、多気町が中心になって、松阪市から以南、紀宝町まで、県南地域、これは南勢地域、そして東紀州地域でございますが、この6市10町に参加を働きかけておられます。

このスーパーシティ構想について、県がどのようにに関わり、取り組もうとしているのか伺うとともに、このスーパーシティ構想により期待される地方創生効果というものはどういうものか、併せてお伺いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 私のほうからは、知事会の本部長としての決意とスーパーシティの前段となります松阪以南、県南地域の地方創生について述べさせていただいた後、スーパーシティ構想については部長から答弁させます。

まず、決意のところではありますが、昨年9月、国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定が間近に迫る最も重要な時期に、飯泉会長の強い要請もあり、私は全国知事会の地方創生対策本部長を拝命いたしました。

就任直後、私は、地方創生は全ての都道府県が一丸となって推進すべきも

のとの考えから、初めて全都道府県が参画する体制を整え、また、11月には、地方創生を真の意味で新たな次元に押し上げるために、地方創生推進のベースでもある未来技術の活用や健康づくり、防災・減災、国土強靱化、さらには地方創生推進交付金をはじめとする地方創生関連予算や税制の拡充等を内容とする緊急提言を取りまとめ、安倍総理大臣に提言したところであります。

これに対し、安倍総理からは、地方が主役となる地方創生を全力で後押しする、地方創生に日本の未来を託す旨が表明され、12月に策定された第2期総合戦略には、Society 5.0を推進するためのモデルとなる取組への新たな支援をはじめ、私たちが提言した内容が多く盛り込まれました。

このため、次年度からスタートする第2期総合戦略という新たなステージにおいては、地方政府の長たる私たち知事が先頭に立って、各種取組を具現化、加速化していかなければならないと考えています。

とりわけ全国知事会の地方創生対策の責任者という重責を担う私としましては、依然深刻な状況にある本県の人口減少等に歯止めをかけるためにも、あらゆる施策を切れ目なく強力に展開していくとともに、地方創生の取組を通じて、それぞれの地域で住みよい環境を確保することなどに全力を注ぐことで、他の都道府県をリードしていく必要があると決意を新たにしているところであります。

松阪以南の地方創生についてであります。県南地域において地方創生を進めるに当たっては、この人口減少に少しでも歯止めをかけるとともに、それぞれの地域の特性を生かし、自立的かつ持続的な活性化につなげていくことが大切と認識しているところであります。

そのためには、例えば、松阪市の主導による若者の地元就職や定住促進を目的とした県南地域16市町での取組など、市町の主体的な取組と緊密な連携を図るとともに、企業誘致や道路整備の推進による、さらなる雇用の創出、企業など多様なステークホルダーの参画を得て、移住、定住の促進、関係人口の拡大などに取り組んでいく必要があります。

また、こうした量的な視点だけでなく、今後も続くことが想定される人口

減少の局面の中、住み慣れた地域で安心して豊かに暮らすという質的な視点を踏まえた取組が不可欠と考えます。

例えば、地元を学びの場とする地域課題解決型キャリア教育を実施し、地域への愛着や地元でのキャリア創出など、教育面の充実を図るほか、医療、子育ての充実にもしっかりと取り組んでまいります。

折しも今、距離と時間の制約を克服し、人の能力、活動を広げるA I等の最先端技術を有効に活用できる時代が到来しています。

今後、フェアフィールド・バイ・マリOTTホテルや、アクアイグニス多気・V I S O Nなど、民間の観光施設の開業、太平洋・島サミットの開催など、訪れるチャンスを生かしつつ、施策総動員で県南地域の地方創生の取組を進めてまいります。

〔福永和伸戦略企画部長登壇〕

○戦略企画部長（福永和伸） それでは、私からは、スーパーシティ構想に県はどのように関わっていくのかについて答弁させていただきます。

国は、生活全般にわたり、A IやM a a S、自動走行等の最先端技術を実装した理想の未来都市を世界に先駆けて実現することを目指しまして、昨年、成長戦略実行計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略にスーパーシティ構想を位置づけております。

これを受けまして、国は、制度の詳細設計に生かすこと等を目的に、自治体等からアイデア募集を行いまして、現在、スーパーシティ構想に係る規定を盛り込んだ国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案の審議を進めているところでございます。

A I等の最先端技術は、距離と時間の制約を克服する点や、人の能力、活動を広げる点に主な特徴がございまして、これらを有効活用することは地域課題の解決、魅力の向上を図る上で重要な鍵になると考えます。

このため、本県では、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画にSDG sとともにS o c i e t y 5.0の視点を盛り込んだところでございまして、国のスーパーシティ構想についても、三重県らしい、多様で包容力ある持続可能

な社会の実現に寄与する有効な手段であると考えています。

また、多気町の「プロジェクト VISON（美村）」、につきましては、同町内で整備中の総合リゾート施設内への新エネルギーやキャッシュレス、自動運転等の最先端技術の導入を核とするもので、国のアイデア募集に応募され、現在は県南部の市町等との広域連携での取組として、スーパーシティの区域指定に向けた検討が進められていると承知しております。県のパートナーでございます市町が、意欲ある事業者とともに、自主的、主体的に先導的な施策で地域の活性化、地方創生に取り組もうとされているものと受け止めておまして、その実現に期待しているところでございます。

今後の本県の対応につきましては、現在、関係法案が国会において審議がなされているところであり、区域指定に向けた手続の詳細や各主体の役割等が明らかになっていない状況でもありますので、引き続き国の動向を注視しまして、スーパーシティに係る情報収集を確実に行之まして、多気町をはじめ、県内市町に対して、迅速に情報提供を行っていきたいと考えています。

また、今後決定される制度の詳細に従いまして、国、県、市町等の適切な役割分担の下、このプロジェクトが進むよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔51番 西場信行議員登壇〕

〇51番（西場信行） お答えいただきました。

スーパーシティ構想については、まだ十分理解できにくいところがあるのですが、いわゆる国家戦略特区として、都市部を中心に動いてきておるとばかり思っておりましたが、三重県でも南部、県南地域、特に人口減少や地域経済の低迷が心配される地域に、このような構想がどのように張りついて、どういう効果が、とりわけ地方創生に対する効果が出てくるのかということについての、もう少し情報提供なり説明が要るかなと。

つまり、これを進めるとすれば、住民の合意、地域の合意、市町の連携というものが必要になってくるわけですが、部長は今、その実現を期待するというようなお言葉でありましたが、そういう立場で県がおるとすれば、県が

その中でどういう役割を果たすのかというようなところも非常に重要になってくるわけであります。

6市10町ですから、三重県の半分を抱えるこの区域に、このような最新の構想が、国家の中で進められるものが入ってくるという状況を我々はしっかり消化して、対応していかねばならんなど。また、引き続きいろいろ教えていただきたいし、議論させていただきたいと思います。

それでは、次に、史跡齋宮跡を活用した新たな取組と特別史跡指定について、質問させていただきます。

史跡齋宮跡の西部地区というところで、発掘調査によりまして、初期齋宮における大来皇女の存在を実感できる遺構が発見されてまいりました。齋王制度の歴史や史跡の保存に改めて内外の注目が高くなっております。

県も、初期齋宮の解明が進み、観光資源としてポテンシャルが高いので、発信をして、誘客を進めると、このように方針を出していただいておりますが、その後、発掘調査が進みました197次では、齋宮の初期、飛鳥時代ですが、中枢域と思われる区画の中に、東から出入りする東門が掘り出されてきております。東西40メートル、南北60メートルという区画の中に入るための東門であります。174人という、かつてない多くの人たちが集まって現地説明会を聞かれたということで、関心の高さが伺えます。

今議会、新年度予算案が提案されていますが、新規事業として、みやこ齋宮を核とした観光コンテンツ拡充事業、2633万3000円が計上されております。初期齋宮の解明が進む今日の状況を踏まえて、齋宮の魅力発信と観光振興をいかに進めていくのか、県の取組についてお聞きいたします。

併せて、もう一つの項目も質問させてもらいたいと思います。

昭和45年に開始された住宅団地開発工事において、偶然発見されたすずりのかげら、円面蹄脚硯のかげらによりまして、昔から語り継がれてきた幻の宮の存在が明るみになりまして、試掘、発掘が始まって、本年令和2年でちょうど50年目になります。

これまでの50年間、いろんな出来事があったわけですが、この50

年の節目にしっかり総括して、改めて課題を整理し、今後の50年先の齋宮跡の在り方を見据えた、調査、保存、整備、活用の取組を進めていかねばならないと思います。

この場で1点申し上げれば、50年かけても発掘率が僅か16%にとどまっておるということをごさいますて、予算の範囲内で一生懸命やっただいておる努力はよく理解いたしますけれども、あまりにも少額であります。いつも申し上げる例え話で申し訳ございませんが、このような少額の予算であれば、140ヘクタールを全容解明するに要する期間は1000年どころか2000年以上かかる。このような状況です。

発掘調査の計画を立てて、そして年数と数値目標を置いて、年度ごとのシーリングに左右されない予算の確保というものがどうしても必要になってくると思っております。

なかなかウルトラCはないわけですが、一つの提案として、この財源確保の対策として、考古学ファンや三重の歴史文化に関心を寄せる関係者に呼びかけて、広く寄附を募って、文化財基金創設などについても御検討をお願いしたいと思っております。

さて、50年の間に幾つかの節目がありまして、そのたびごとに国の特別史跡の指定がなされることを希望してまいりました。特に、国史跡指定から40年目を迎えます昨年、令和元年は、齋宮の歴史博物館開設30年も重なりまして、この指定を、特に期待を強くしたんですが、結局のところ実現しませんでした。

今回、発掘50年を迎えて、最後のチャンスのような思いで、この壇上に立たせてもらっております。国の特別史跡指定をしていただきたいと願っております。

国史跡齋宮跡は、日本三大史跡と称される福岡県の太宰府跡や宮城県の大賀城跡と比較しても、勝るとも劣らない貴重な歴史的価値と広大な指定面積を持つ国史跡であると聞いております。この国史跡齋宮跡が特別史跡に認定されていないことが理解し難いところです。齋宮跡の文化財価値は指定に足

る十分であります。また、指定に値する環境や状況は現在整ってきていると考えます。

このことについて、県の所見を伺います。

〔井戸畑真之環境生活部長登壇〕

○環境生活部長（井戸畑真之） 私からは、齋宮の観光促進の取組につきまして、初期齋宮の発掘調査を含めまして答弁申し上げます。

初期齋宮の解明が進みつつあります齋宮は、観光資源としてのポテンシャルが高まっており、文化庁の日本博の事業を活用して、今年度から3年間の予定で齋宮の誘客の取組を進めております。

先月19日には、伊勢市、明和町、皇學館大学の協力の下、11か国13名の留学生が参加し、齋宮でのモニター調査を行いました。齋宮歴史博物館などを訪問いただきまして、着付け体験とか、あるいはVR体験など、いろいろ楽しんでいただきまして、SNSを使って発信していただきました。

さらに、24日にはインバウンドトークというものを開催いたしまして、留学生が19日の調査も含め、伊勢や齋宮での滞在中に感じたことを発表し、有識者や地域の方々と意見交換をしていただきました。訪日外国人が感じる齋宮の魅力や改善点など、貴重な御意見や提言をいただくことができ、明和町や明和観光商社など地域の方々とともに、今後の取組に生かしていきたいと思っております。

また、今月には齋宮PRアニメを使った、齋宮を知っていただく取組につきましても始めることとしております。

また、初期齋宮の発掘調査でございますけれども、今年度は飛鳥時代の方形の区画をつくる掘立柱の塀や門の跡、さらに、区画内部に飛鳥時代では最大級の建物の跡が見つかってきておりまして、初期齋宮の解明が着実に進んでおります。

こうした成果を多くの方々に分かりやすく伝えるため、今年度から発掘調査の状況を撮影しておりまして、令和3年度の完成を目指して、来年度には映像展示の制作に着手いたします。

また、今年の秋には発掘50年を記念して、初期齋宮をテーマにした特別展を開催いたします。

引き続き、東京オリンピック・パラリンピック競技大会や三重とこわか国体・三重とこわか大会の機を逃すことなく、国内外へ齋宮の魅力を発信してまいります。

以上でございます。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 史跡齋宮跡を特別史跡として目指すことについての御質問でございます。

我が国には人々の生活を今に伝える貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅等、多数の遺跡があります。国はこれらの遺跡のうち、重要なものを史跡に、さらに学術上の価値が特に高く、我が国文化の象徴たるものを特別史跡に指定しております。令和元年11月1日時点では、全国に1831件の史跡と62件の特別史跡が指定されております。

最も新しく、平成29年に特別史跡として指定された千葉県千葉市の加曽利貝塚では、特別史跡指定に先立って、千葉市が総括的、学術的な報告書を作成し、保存と活用に取り組みましたとお聞きしております。

この指定事例を参考にさせていただきますと、齋宮跡が特別史跡に指定されるためには、まず、これまでの197次に及ぶ発掘調査結果を集約したり、関連する文献資料の悉皆調査の調査報告書等をまとめ、学術上の価値を明らかにすることが必要であると考えております。

また、特別史跡としてふさわしい保存と活用の取組も求められると思っております。

三重県を代表する齋宮跡は、我が国の文化を象徴する一つとして保存と活用を図り、周辺の環境とともに良好な形で後世に伝えていかなければならないと考えております。

今後、教育委員会としましては、初期齋宮という重要な発見があったことも踏まえ、環境生活部や明和町と連携しながら、特別史跡の指定に向けて、

保存や活用の方法等について情報収集、研究をしてみたいです。

〔51番 西場信行議員登壇〕

○51番（西場信行） お答えいただきました。

教育長のお答えはごく一般的です。表面立ったお答えで、大変残念でございました。

例えば、史跡指定10年のとき、20年のとき、30年のとき、40年のときに、ずっと関係者は特別史跡指定どうだって言ってきたんですよ。そんな段階で、これから下準備するような段階じゃないの。

もうそんなことはしっかりと準備していかなきゃならないし、時間がないけれども、文化財保護法が改正されて、県がこれから文化財をどうするか、大綱をつくるでしょう。明和町もその活用の計画をつくる。こういう中で、今、国も県も町も改めて文化財をどうしていくかという、大変重要な場面に来て、そして発掘50年という一つの節目であり、もっと真剣にこの斎宮跡のことを考えてもらわなあかん。

教育委員会と環境生活部に分かれておるといって、お互いに責任をぶつけ合いしておっては駄目だよ。しっかり取り組んでほしい。お願い、さらなる努力をそれぞれ教育委員会、知事部局に求めて質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

○議長（中嶋年規） 暫時休憩いたします。

午後0時12分休憩

午後1時10分開議

開

議

○副議長（北川裕之） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

○副議長（北川裕之） 県政に対する質問を継続いたします。28番 稲垣昭義議員。

〔28番 稲垣昭義議員登壇・拍手〕

○28番（稲垣昭義） 新政みえ、四日市市選出の稲垣昭義です。議長のお許しをいただきまして、質問の機会をいただきまして本当にありがとうございます。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症対策として、県立高校をはじめ、多くの小・中学校が本日から臨時休校となりました。

先日、ネットで見つけたんですけど、イタリアのミラノの校長先生が、休校中の生徒に送ったメッセージが話題になっています。これは、1630年、ミラノを襲ったペストの流行について書かれたマンゾーニという作家の『いなづな』という小説の文章らしいんですけども、外国人を危険とみなし、当局間は激しく衝突し、最初の感染者を執拗に探し、専門家を軽視し、感染させた疑いのあるものを追求し、デマに踊らされ、愚かな治療を試し、生活必需品を買いあさり、医療危機に陥る、これ、小説の文章なんですけど、今の状況と似ているようなところがあるのかなと感じていまして、その中で、校長先生は、今の状況での最大のリスクは社会と人間性を台なしにすることであるというメッセージを生徒たちに送っています。

イタリアのみではなく日本でも、先人たちは感染症拡大といった非常事態をこれまで数多く乗り越えてきました。私たちには、先人の知恵と着実に進歩した現代医療があります。そのことを考えると、理性ある行動が本当に大切だと考えますし、知事からも、本日、本会議冒頭に現状と対策が報告されました。

議会でしっかり議論して、県民が理性のある行動が取れるよう、そんな県民でありたい、そのことを改めて感じたところでございます。

そのことを冒頭申し上げて、通告に従いまして私からの質疑に入らせていただきたいと思います。

まずは、令和2年度当初予算について幾つか質問させていただきます。

厳しい財政状況の中、今年度も、県債管理基金への積立てを本来73.5億円行わなければいけないところ、一部先送りし、20.1億円の計上となっています。

借金の将来の返済に備えて毎年積み立てていく県債管理基金への積立先送りは、禁じ手と言われているものですが、残念ながらここ数年は常態化している現状です。

お示しいただいている中期財政見通しによると、令和3年度以降の歳出と歳入の差額は197億円から242億円となり、財政調整基金や財源不足を調整するための地方債で財政調整を実施した場合でもなお、61億円から108億円が足りないの見込まれております。

これまでの県債管理基金への積立見送り額が総額で153億円となっており、令和4年度から令和8年度にかけて、この積立見送り額を積み立てることができるとの説明を受けておりますが、令和3年度以降の見通しは、財政調整をした後も毎年約100億円近い財源が足りない見込みであることを考えると、さらに、積立不足額が増えるのではないかと懸念いたしますが、いかがでしょうか。

また、中期財政見通しの中に、恐らく三重とこわか国体・三重とこわか大会開催は見込まれていると考えますが、太平洋・島サミットなど新しいプロジェクトは、新たな財政出動が伴うことが想定されるのに、見込まれていないのではないのでしょうか。

今後、もし見込まれていない新たなプロジェクトを実施することになると、ただでさえ厳しい見通しのため、これまでの説明どおり、令和8年度に積立不足を解消することは難しいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、今回の当初予算では、昨年6月の代表質問で知事と議論させていただきました県民参加型予算が導入され、みんなつくり予算として始まりました。県民からの提案件数229件で、県民の投票総数6505票によって選ばれた6事業、5020万4000円が計上されています。

私は、前にも申し上げましたが、県民の政治や行政への関心が低くなって

いる現状で、自分たちの税金の使い道を自分たちで決めるという意味で、予算編成に直接県民が関わる仕組みは今後必要であると考えています。

私が考えるこれからの新しい民主主義の形のキーワードは、参加型と当事者意識だと思っており、みんつく予算の取組が今後進化していくことに大きな期待をしています。

そんな期待をしているからこそですが、私のところに届いた少々厳しい意見を申し上げます。

最終選考に残った提案者、採用された方々の顔ぶれに身内感、お手盛り感を感じる。最終選考に残ったものは、斬新なものではなく、県職員の発想に合うもので、県職員の発想で選びつつ何か問題があれば、県民からの提案ですからと言いつつ使いたいのではないか。選考から漏れた案にこそ斬新な提案があったのではないかといったものです。

このような厳しい意見を大切にして、今回は初めての試みでしたので、しっかりと検証をして、さらにみんつく予算を進化させてほしいと考えますが、知事の御所見をお聞かせください。

また、お正月の伊勢新聞で、本県に国から来ていただいている若手職員の座談会が特集されていました。

なかなか興味深い内容でしたが、みんつく予算に関しては、必要のない事業を県民に選んでもらう、みんやめ予算もやっってはどうかとの話がありました。

県では、予算編成に当たり、スクラップ・アンド・ビルドは意識されており、廃止・休止事業の一覧表も毎年いただいておりますが、なかなか事業を進める側である自分たちで、この事業は要らないと言にくい状況があると感じます。よって、県民から、事業の廃止を指摘してもらう仕組みがあってもいいのではないかと考えます。

みんやめ予算で捻出した財源で、みんつく予算をやってもいいのではないかといた提案も出ていましたが、さらなる進化という意味で、このことに対する知事のお考えもお聞かせください。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 御質問いただいた3点のうち、県債管理基金は部長から答弁させますが、それ以外の2点について答弁させていただきます。

まず、みんつく予算の成果と課題、それから今後ということで答弁いたします。

県民参加型予算、みんなでつくるか みえの予算、略称みんつく予算は、県民の皆さんとの協創により予算を作り上げるという観点から、県民の皆さんの新たな発想や身近な問題意識を事業の構築に取り入れ、事業の質の向上や、限られた資源の有効活用を図るとともに、予算の使い道について、県民の皆さんの理解や共感、納得性を高めながら県政に参画していただきたいという思いから導入しました。

その結果、先ほど議員からも御紹介いただきましたが、国内外から229件の提案を、また、提案に基づく20の事業に対し、2881名の県民の皆さんから6505票の投票と613件の御意見を頂き、投票の結果を踏まえ、上位6事業を採択しました。

県民参加型予算は、いかに多くの県民の皆さんに参加していただくかという点が重要なポイントであると考えており、都道府県で先に導入している東京都を総得票数で上回るなど、非常に多くの方に参加いただくとともに、12月に実施した提案者御本人によるプレゼンテーションでは、行政では発想できない斬新で魅力的なアイデアを提案者御本人から発表していただき、職員も大きな刺激を受けたところであります。加えて、採択には至らなかった御提案や頂いた御意見の中には、今後の施策に生かせるものが数多くあり、みんつく予算の取組は一定の成果があったものと考えています。

一方で、県民の皆さんからは、テーマを自由にしてほしい、18歳未満も投票できるようにしてほしいといった御意見が寄せられているとともに、今回、事業提案や投票に参加されなかった県民の皆さんに、どのように関心を持っていただき、参加いただくかが課題であると認識しています。

私としましては、今回の結果や、県民の皆さんからいただいた御意見、ま

た、当初予算に係る議会での御審議も踏まえ、少し制度についても検証し、改善の余地があれば一定の改良を加えた上で、継続していく方向で検討したいと考えております。

その中においては、先ほど、どれだけ関心を持ってもらうかという量的な側面の話をしましたが、先ほど稲垣議員からあったような、関心を持ってもらって一緒にやってもらった人の中身、質的なことについても、よく検証をして、どうやっていけばいいのか考えていきたいと思っています。

それから、2点目のみやめ予算、必要のない事業を県民の皆さんに選んでもらう、そういう制度を導入してはどうかということであります。

私が知事に就任後、まず、取り組みましたのが、事務事業の見直しでありました。全ての事務事業、当時は約1900本でありましたけれども、これを見直しの対象とした三重県版事業仕分けを実施し、聖域を設けることなく、全ての事業についてゼロベースで見直しを行ったところです。

その後も、本県では、事業を見直し、スクラップ・アンド・ビルドを促進する仕組みとして、みえ成果向上サイクル、スマートサイクルの中で、毎年度末、各事務事業について事業の成果や県民の皆さんのニーズ等を踏まえ、事業の廃止・休止や、縮小も含めた見直しを行うとともに、十分な成果につながっていないと考えられる施策を構成する事務事業を対象に、外部有識者から事業改善に向けた意見の聞き取りを実施しています。

また、各年度の当初予算調製方針においても、全ての事務事業について、必要性、緊要性などの視点から点検し、徹底した事務事業の見直しに努めることとしています。

さらに、各部局の一般経費にシーリングを設定し、事業の優先度判断を促進しているところであります。

加えて、県有施設についても、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、廃止や統合を含めた在り方検討による維持管理費の抑制と新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で、見直しに取り組んでいるところであります。

実際に、事業を廃止する際には、事前に関係部局が市町など関係機関の皆様にご理解を頂けるよう、丁寧な説明を行っているところです。

県が実施する事業の先には、常に県民の方々がお見えになることから、十分な議論なしに選ばれた結果だけで事業の廃止を判断することは、少し難しいのではないかと考えています。

しかしながら、若手職員を中心とした三重県庁スマート改革検討チームによる提言の中にも、優先順位の低い事業を廃止するための提案が盛り込まれていましたので、事業の見直しをより一層効果的に進めるため、どういったことができるのか、庁内で議論してまいりたいと考えております。

みんつく予算のときにも海外の事例を見たりしましたが、確かに、アメリカのデンバーとか、ドイツのゾーリンゲンとかで、やめる事業のメニューを提示してやってもらうというのもあったりしますけれども、そういうのも研究しながらも、むしろ、今の事業をやめていくという、そして予算配分のみならず、仕事の在り方自体を変えて県民の皆さんへのサービスを向上させていくという、そういう若いスマート改革検討チームのメンバーからの提言、そういう視点に沿って、じゃ、どうやって事業を整理していくかということなどについて積極的に検討していきたいと思えます。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） 私から積立金の一部見送り、中期財政見通しの要調整額、そして新たな財政需要に機動的に対応できるかについてお答えさせていただきます。

先ほど議員からお話がありましたけど、令和2年度当初予算の編成に当たりましては、歳入歳出両面からあらゆる努力を重ねてきましたけれども、県民サービスの低下を回避し、必要な事業費を確保するために、やむを得ず県債管理基金への積立金74億円のうち53億円の計上を見送ることといたしました。

一方、積立不足額の解消に向けましては、各年度の補正予算において、歳入あるいは歳出の状況を見ながら可能な限り積立てを行うとしており、平成

30年度の最終補正で34億円の積立てを行い、また、この令和元年度の最終補正予算におきましても24億円の積立てを行うとしたところでございます。その結果、積立不足額、これが累計で129億円となっております。

公債費のこれからの推計でございますけれども、令和4年度頃までは高水準で推移するものの、令和5年度から令和8年度までは段階的に減少していきまして、令和8年度と令和4年度、これを比べますと、約130億円減少するものと見込んでおります。

そのため、積立不足額129億円につきましても、今後の景気の動向、あるいは国の地方財政対策の動向にもよりますが、この間に解消していきたいと考えております。

さて、2月17日の全員協議会でお示ししました令和2年度から5年度までの中期財政見通しでございます。これは、将来の歳入歳出の推計に必要な前提条件が今後の景気動向、あるいは国の地方財政対策の状況により大きく変わってしまうという中で、一定の前提を仮置きした上で、機械的に算出したものでございます。

試算に当たりましては、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催経費、あるいは国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策を活用する公共事業、あるいは退職手当、短期的に大きな増減が生じ、歳入歳出に大きな影響を与えるものについては個別に推計した上で、退職手当を除く人件費、その他経費については令和2年度と同水準で動くものとして推計しております。

また、県債管理基金への当該年度の積立金につきましては、令和3年、4年、5年におきまして、それぞれ80億円、87億円、94億円と、全額積み立てることとして試算してございまして、また積立不足額の解消につきましても、令和4年に10億円、5年に30億円を積み立てるものとして試算しております。その結果、令和3年度で108億円、令和4年度で68億円、令和5年度では61億円の財源不足が生じる見込みとなっております。

この財源不足につきましては、各年度の予算編成過程の中で解消を図って

いきたいと考えておりました、ただし、実際の各年度の予算編成時にはこの財源不足額は変動することとなります。

そのため、財源不足額につきましては、各年度の予算編成におきまして、未利用財産の売却、あるいは国の支出金の活用、あらゆる歳入確保の策を講じていくとともに、歳出につきましては、必要性、緊要性の観点から徹底した事務事業の見直し、あるいは公債費、社会保障関係費などの経常的な支出につきましても抑制を図っていくことにより調整を図っていきたいと考えております。

また、その調整の中で、新たな財政需要に対しましても適切に対応できるようにしてまいりたいと考えております。

財政健全化の取組につきましては、一定の成果も現れているところでございますが、県債管理基金への積立ての一部を見送るなど、将来世代に負担を先送りすることのない持続可能な財政運営には至っていないことから、財政健全化、まだ道半ばであると認識しております。このため、引き続き新たに策定する第三次三重県行財政改革取組に基づきまして、歳入歳出両面における取組を進め、財政健全化への道筋を確実につけるという強い覚悟を持って取り組んでまいりたいと考えております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 県債管理基金の積立て先送りについては、これまでも新政みえとしては、昨年も中村議員、そして今年も中村議員、代表質問でしっかり議論もさせていただいて、いろいろお答えいただいておりますが、やっぱり想像以上に厳しい状況であるという認識の下でやっていかんとあかんのかなということを考えておまして、そのあたりについては、これからもしっかり議論させていただきたいなと思っておりますので、お願いします。

それから、みんつく予算は、知事のほうからお話をいただきました。いろいろ試行錯誤しながら継続していきたいというお話でしたので、期待したいと思いますが、1点だけ、知事のお話もありましたように、今回、公開プレゼンをしていただいたというのはあるんですけど、先日予算決算常任委員会

に参考人で来ていただいたときに、みんなやめ予算的な話もあったんですが、それに加えて、討議民主主義というものをつくっていくことが大事なんだということで、討議する場所がとにかく要る。それが市民参加でできることが、参加型予算の魅力の一つだというお話もいただきまして、ぜひ、これからやっていく中で、プレゼンしていただくのはもちろんなんですけど、そこで、県民が集まって、この事業がいいとかあかんとかも含めて、討議できるような、議論できるような場というのも公開でつくっていく方向で検討いただきたいなと思います、いかがでしょうか。

○知事（鈴木英敬） 具体的にどういう場がいいのかというのは検討する必要がありますけれども、先ほども少し申し上げた提案内容、あるいは提案から採択に至るまでの、その質の向上というか、あるいは共感、参加というものをいかに増やすかという手法で、様々検討してみたいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） ぜひ、期待をさせていただきたいと思います。

それでは、次に、SDG sにおける都道府県の役割についてお伺いいたします。

本県では、SDG sの考え方を基本において、みえ県民力ビジョン・第三次行動計画を策定され、最終案を議会にお示しいただいています。

私は、2年間、明治大学大学院ガバナンス研究科に通い、学生をしておりましたが、今日の質問通告のSDG sにおける都道府県の役割というのは、私の卒論のテーマでもあります。

少子・高齢化や過疎化が進み、地方は疲弊し、本県でも小さな市町は非常に厳しい状況にある中で、私は、誰一人取り残さないとの基本理念のSDG sの取組に可能性を感じ、期待しています。

小さな市町が持続可能な地域であるためには、広域自治体である県の役割が重要であると考え、研究いたしました。

私が注目したのは、横浜市と滋賀県の取組でした。横浜市は、ヨコハマSDG sデザインセンターを設置し、企業とのパートナーシップにて地域課

課題解決の取組がスタートしています。滋賀県は、滋賀SDGs×イノベーションハブを設置しており、同様に企業とのパートナーシップに力を入れています。

これらの取組は、小さな市町村の関わりまで踏み込んではおりませんが、私は、県が主導で市町や企業など多様なステークホルダーを巻き込んだ広域連携を可能にするプラットフォームを構築することが必要であると考えます。小さな市町が参加できて、その地域課題が共有され、課題解決のため、行動を起こすことができるSDGs中間支援組織的なものをつくることできれば、非常に効果的な活動ができると考えます。

一方、昨年9月の稲森議員の一般質問で、県がたくさん企業や団体等と包括連携協定を結んでいます。窓口が各部局となっており、結んだ後の活用が見えにくいため、窓口を一本化して、庁内を横断的にワンストップでつなぐ公民連携窓口を設けるべきではないかとの提案がありました。

これに対して、福永戦略企画部長は、今後、社会にSDGsの考え方が浸透していくに従って、企業や大学も社会的課題の解決に向けて参画する意識が高まってくると思われるので、県民のニーズに応じていくためにも相談や提案が行いやすい環境づくりを進めていくことは大変重要であり、窓口を定めて担当部局につなぐなど、事例をしっかりと検討していきたいと答弁されています。

新しいSDGs中間支援組織的なものを立ち上げるといったパターンであったとしても、既存の仕組みを活用したたくさんの包括連携協定の窓口を一本化し、例えば、SDGsパートナーシップ窓口を設けるパターンであったとしても、いずれであったとしてもいいのですが、県が主導し、企業と市町の強固なパートナーシップを構築し、その仕組みが小規模な自治体にも分かりやすく活用しやすいものにしていくことが、様々な地域課題を抱える小さな市町が持続可能な地域になっていくことになるのではと考えます。これらの提案についての御所見をお伺いいたします。

また、このような、SDGs中間支援組織、あるいはSDGsパートナー

シップ窓口のようなものを設けて、企業と地域を結んで課題解決を図る仕組みをつくった場合には、お金が流れる仕組みをいかにつくるかが重要であります。

内閣府では、昨年1月に、地方創生SDGs・ESG金融調査・研究会を設置して、地域課題の解決に向けたSDGs・ESG金融の在り方について調査検討を行い、報告書を取りまとめています。

具体的には、地方創生SDGsに関する登録制度や、地域金融機関の表彰制度、金融商品、サービス、社会的インパクト評価手法等の検討を行っています。

さらに、地域事業者、地方自治体、地域金融機関、機関投資家、大手銀行、証券会社等が連携する地方創生SDGs金融フレームワークの構築を目指すとされています。

このような新しい金融スキームを構築するためには、社会的価値をいかに可視化し、関係者で共有し、評価できるかどうかのポイントとなります。

神奈川県は、国の自治体SDGsモデル事業に選ばれて、SDGs社会的インパクト評価実証プロジェクトを立ち上げ、SDGsに沿った取組の社会的な効果、影響を定量的、定性的に把握し、評価する仕組みの構築を行っています。

このような新しい金融の仕組みの構築や、ESG投資を呼び込む取組に、本県も、地域の金融機関とともに積極的に関わっていくべきと考えますが、御所見をお聞かせください。

次に、来年度予算の取組の中で、脱炭素社会の実現に向けた取組をモデル事業として、国のSDGs未来都市に手を挙げていきたいといった説明を頂きました。

知事をトップにしたミッションゼロ2050みえ推進チーム（仮称）を設置し、企業や若者等と連携した取組を進めるとのことであります。

私は、SDGsの取組が一過性のもので終わるのではなく、持続可能なものになるかどうかのポイントは若者の参画であると考えます。計画策定や政

策決定の場に、次世代を担う若者の意思や考えが反映されているケースは、これまでほとんどなかったように思いますが、若者の考えが確実に政策へ反映されることと、それに対する若者側の積極的な参加の意思が合致すれば、行政の発想を越えた若者の新しい発想で新しい取組が生まれてくると考えます。

こんな期待も込めて、本県が国に提案しようとしているSDG s 未来都市の具体的な中身についてもお示しください。

以上、御答弁お願いします。

[鈴木英敬知事登壇]

○知事（鈴木英敬） 御質問いただいたもののうち、SDG s 未来都市への提案の内容などについて答弁させていただきたいと思います。

三重県は、2020年度のSDG s 未来都市の募集に提案を行いました。その提案内容は、若者と創るみえの未来をテーマに、三重県らしい持続可能な社会の実現に向け、経済、社会、環境の三つの側面から取組を進めるとともに、それらを統合する取組として、若者の参画を得て脱炭素社会の実現に向け取り組むというものです。

具体的には、企業をはじめとする多様な主体とともに、脱炭素社会の実現に向けたプラットフォームを構築し、そこに若者も参画して家庭や産業活動など、様々なフィールドで課題解決に取り組もうとする3年間の取組です。

2050年に社会を支える中心的な役割を担う大学生や企業の若手社員などの若者に、脱炭素社会に向けた取組に積極的に関わってもらいたいとの趣旨で事業を組み立てています。

1年目に留学生も含め幅広い若者の意見を聞きながら脱炭素に関するモデル的な取組を検討し、2年目に若者にさらに関わってもらいつつ、企業も含めたチームでモデル取組を実施し、3年目に普及展開を行うことを考えています。

令和元年、三重県の県外への転出超過数は6000人を超え、その6割を若者が占める状況にあることから、若者の県外流出に強い課題意識を持って

います。

このことから、今回の提案事業に、地域課題に関心の高い若者が参画することで、若者のシビックプライドを醸成するとともに、課題解決に向けた活動の加速化を図り、企業や地域の魅力を高めることで若者の県内定着にもつなげていきたいと考えています。

このような取組を通じて、幅広く若者を巻き込み、三重県からムーブメントを起こすことに発展させていきたいと思えます。

[福永和伸戦略企画部長登壇]

○戦略企画部長（福永和伸） 私からはSDG s に関しまして中間支援的な組織、それから、その活動資金の確保について御答弁申し上げます。

みえ県民力ビジョン・第三次行動計画に掲げましたSDG s の推進に関しましては、今後、庁内に知事をトップとする部局横断型の推進体制を構築することとしています。

御提案の中間支援的な機能につきましては、この推進体制に対外的な窓口を設け、その窓口が一定の役割を担う方向で検討を進めたいと考えています。

一方で、企業や市町との連携については、これまでも健康づくりや少子化対策、防災などの推進体制において、各部局の主体的なマネジメントで実施してきた実績がございます。

それぞれの担当分野の課題に精通し、独自のネットワークを有しています各部局が、自らの判断で連携体制を構築するという事は、SDG s の推進体制を活性化するという意味でも重要ですので、今後も各部局の自主性を尊重することも念頭に置いて、対外的窓口の在り方について、いまして検討させていただければと思っています。

それから、中間支援的な機能をこのように組織内で考えていますので、御提案の活動資金の確保ということにつきましては、今後の課題と捉えますけれども、いずれにしましても行政だけでなく、企業、団体、高等教育機関等がSDG s の視点を意識し、SDG s のゴール、ターゲットに資する取組がより活発に展開されることが重要でございます。

このため、そういった取組を目に見えるものとするために、SDGsに取り組む企業等を登録して、県が発信していくような登録制度の構築について検討していきたいと考えています。

また、SDGs 未来都市の提案事業の進捗管理を行う庁外の組織として、地方創生に係る学識経験者に加えまして、金融機関やマスコミ等を含めた合議体の設置も検討していくこととしています。

これらの取組を県がSDGsの先導役として実践していけるよう、今後も議論を進めてまいります。

以上でございます。

[28番 稲垣昭義議員登壇]

○28番（稲垣昭義） 御答弁いただきまして、未来都市に関しては知事から、若者を積極的に、主体的に関わっていただくような形で提案してあるということですので、ぜひそれが採択された後、三重県から外に向かってどんどん展開できるような形でぜひ期待したいと思っておりますし、採択されることを祈っております。

それで、推進体制、知事がトップのSDGsの推進体制をつくって、対外的な窓口を設けるというお話もございました。

私は、中間支援組織的なというのも、別に庁内に設けていただいてもいいのかなと思っております、やってほしいと思うんですが、どちらかということに、市町の関わりというのが大事かなと思っております、そのあたりについてはこの窓口でやっていくというのでよかったですでしょうか。確認だけさせていただきます。

○戦略企画部長（福永和伸） この対外的な窓口については、別に相手方を制限するものではなく、企業も団体も市町もオーケーということでやっていくべきと思っております。

[28番 稲垣昭義議員登壇]

○28番（稲垣昭義） 他の県の事例を見ても、結構、企業、団体とかも一緒にパートナーシップを組んでやっていこうという、そういう組織をつくって

こうという流れがあるんですが、県がやるとなかなか市町の巻き込み方というか、関わりというのは非常に見えにくいところがありまして、私はこのSDGsというのは、本当に小さな自治体ほど積極的に県がそこに一緒に関わっていくことが大事だと思っていますので、ぜひそのあたりを目に見える形で、そういう窓口にさせていただきたいなと思います。

もう1点、知事にお伺いしたいのは、先ほど西場議員のほうからも、全国知事会の地方創生本部長に就任されたというお話がございまして、県南部の地方創生取組についてスーパーシティ構想も含めて、しっかりやってほしいというようなお話もございました。

私もぜひ、このSDGsの取組、もちろん地方創生につながる取組だというのは当然のことだと思っていますが、先ほど議論させていただいた、特に金融の仕組み、こういうものをどうつくっていくのか、社会的インパクト評価をどう見だしていくのかというのは非常に大事な課題だというふうに思っています、これができることによって本当に地域にSDGsが広がるかどうかという大きなポイントだと思っています、ぜひこういうことも全国知事会の中で議論を深めて、むしろ提案を国にさせていただきたいと思いますが、そこについての考え方をお聞かせください。

○知事（鈴木英敬） SDGsが財政的な支援だけでなされていけば、それこそ、SDGsにならないというか持続可能にならないこともあり得るわけでありまして、様々な資金調達の手法であるとかが重要であると思っていますし、ESG投資みたいなことも先行していろいろありますので、金融面での新たな手法がいろいろ出ていくことで、例えば今までのベンチャーとかスタートアップもそうですけど、金融的な仕組みがいろいろできていくことが施策の加速につながると思いますので、よく研究して、仲間とともに全国知事会でも議論したいと思います。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 地域の、社会的な課題を可視化するというのは非常に難しいんですけども、それを可視化することによってそこに投資も呼び込め

る、そこにお金が回る仕組みができる、その仕組みをどうつくっていくかというのは非常に大事だと思っていますので、もちろん三重県での取組も率先して、部の中で、あるいは推進体制ができた中でやっていただきたいと思いますが、ぜひ、全国で知恵を出し合ってそれを提案していくような対応も本部長としてしていただけたらいいかな、ありがたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に、民間人材の登用についてお伺いいたします。

一昨年、厚生労働省が、副業・兼業を促す指針を取りまとめたため、副業・兼業を容認する企業が増えてきています。全国の自治体では、企業の社員や民間人材を副業や兼業として採用する動きが出てきています。

新たなプロジェクトに新たな発想を求めるケースや、ITなど情報関連やテクノロジー関係の分野で民間人材の登用が始まっています。

昨年11月、福井県が長期ビジョン策定や広報戦略を担う未来戦略アドバイザーとして4名を採用しました。この4名に対して421名の応募があったとのことです。兼業に限定して、都心部から人材を採用する取組は、都道府県では初めての取組であります。

本県においては、令和2年度組織改正の中で、スマート改革の推進に力を入れるため、地域連携部の情報システム課と総務部の行財政改革推進課の業務を再編し、新たに、総務部にスマート改革推進課が設置されます。

また、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の革新的な技術発展に伴う産業構造や就業構造の転換、新事業の創出など、Society 5.0時代の到来を見据え、雇用経済部に創業支援・ICT推進課が設置されることになりました。

もちろん、県職員の中にもこれらの分野に秀でた方はたくさんいると思いますが、スマート自治体の推進、産業のスマート化支援を強力に進めていくには、都心部からの特にこれらの分野に精通している副業や兼業の人材を採用することにも取り組んではどうかと考えますが、いかがでしょうか。

また、10年ほど前になりますが、議会で、情報システム関係予算がブラッ

クボックス化されているのではないかとといった議論のときに、これらの分野は専門性が高いため、ITに関する最高責任者であるCIOを設置してはどうかと提案させていただき、本県では、平成21年度からCIOが設置されることになり、情報システムガイドラインが策定されました。

当時、大西部長と一緒に県への提案を取りまとめたことを懐かしく思い出しますが、今回の組織改革で、情報システム課が大西部長の地域連携部から総務部へ移り、スマート改革推進課として生まれ変わるに当たり、改めて、一つ提案をさせていただきたく思います。

最近、特に民間企業では、ITに関する最高責任者CIOが情報システムのインフラ管理やセキュリティーといった仕事が主であったことに対して、テクノロジーの進展や環境変化を分析した上で、デジタル戦略を立案し実行することを求め、最高デジタル責任者であるCDOを設置するケースが増えています。自治体では、神奈川県、広島県、福岡市などで設置されています。

本県において、今回、スマート改革を強力に進めていくため、総務部のスマート改革推進課と雇用経済部の創業支援・ICT推進課の統括的な立場として民間人材を活用し、最高デジタル責任者CDOを設置してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁をお願いします。

〔紀平 勉総務部長登壇〕

○総務部長（紀平 勉） スマート改革を進める上で、有益な民間人材を積極的に登用してはどうかという点と、また、CDOの設置について検討状況等をお聞かせ願いたいということについてお答えさせていただきたいと思いません。

外部の知見、あるいはノウハウ等を活用する上で、兼業・副業による民間人材の方々を活用することは大変有意義であると思っております。

他府県等におきましても、アドバイザーとしての業務委託、あるいは非常勤職員として任用するなど、様々な活用が見受けられます。三重県におきま

しては、経営戦略会議ですとか、アドバイザーとか、アドバイザリーボード、様々、その業界のトップの方々には就任していただいているいろいろアドバイスをいただいておりますけれども、ほかの県のように一般公募して募集するのではなく、その方に直接当たってなっていたといていう形で運用しているところでございます。

人材不足に対応するため、副業の推進など多様な働き方を進める国の動きも踏まえまして、本県でも、今後取り入れる民間人材の活用の方法につきまして検討していきたいと思っております。

一方、スマート改革を進めるに当たりまして、これまでも、外部有識者による県の部長会議での講演、あるいは実証実験におけます民間事業者への委託など、必要に応じまして外部の方々の知見等を活用しながら進めてきたところでございます。

令和2年度は、スマート自治体を目指す取組を推進する司令塔といたしまして、スマート改革推進課を中心といたしまして、AI、RPA等、先進技術のさらなる活用、あるいは人材育成ですとか、モバイルワークの導入、ペーパーレス化の推進などに取り組んでいくことといたしております。

こうしたスマート改革に係る取組をさらに効率的、効果的に進めていくためには、やはり外部の専門の方の目からチェックしていただけて見てもらう必要がございます。そのため、スマート改革に取り組む職場に対しまして実行時の助言でありますとか、実施後のモニタリング、効果測定、分析、あるいは各部局への展開等につきまして、外部の知見、ノウハウ等を活用し、必要なアドバイスを受けるための予算を計上することにしておりまして、この方にCDO的な機能を確保していきたいと考えております。

県といたしましては、こうした取組の結果を踏まえていくとともに、ほかの自治体の状況も注視しながら外部の知見等の活用について引き続き研究してまいりたいと考えております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） CDOについて、CDO的な機能を置く予算を確保して

あるという御答弁だったんですけど、最高責任者というのがCDOなので、CDO的というのがどういふのかよく分からないんですけど、どういふ権限を持っているかというのは重要でして、権限がなければ何の意味もないんですよね。CDOなのか、CDO的なのかによって、権限の所在というのは全然違ふのかなと思うんですが、その権限の所在という意味ではどういふことを想定されていますか。

○総務部長（紀平 勉） 御答弁で申し上げましたように、的ということでありまして、常設的に職を置くというのではなくて、横串で全体を見ていただくということで、権限はあくまでも総務部にありまして、その方はお手伝いをしていただくということです。今おっしゃったCDOを本格的に置か置かないかというのは1年見まして、また検討していきたいと考えております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） 確かに三重県はCIOを提案させてもらったときも、CIOの補佐官を置くんじゃなくて、CIO業務をやっていただく方に委託をして、チェックをいただくというやり方にたしかしていただいたと思っていますので、恐らく同じような形でCDOも見ていただいておりますのかなと思っています。

その形であっても1年しっかり見ていただいて、権限が大事だと思いますので、その戦略を練る最高デジタル責任者という形で機能するように、そんな体制もぜひ考えていただきたいと思っています。期待もします。

それから、民間人材の活用について、これも検討するということでしたけれども、三重県では今まで確かにアドバイザーボードとかいろんな形で民間の方の力を貸していただいています。今回、私が何でこれを提案させてもらったかという、先ほど言いましたように、福井県が採用するときに400人近い応募があったとか、長野市なんか、戦略マネジャーとして3人募集したところに626人応募があったりとか、生駒市は7人の部長級の人材を募集したみたいなんですけど、これは1000人以上の申込みがあったとか、首都

圏、特に東京とかで、そういった能力を持っている人材が多く応募をさせていただいておるということを考えると、三重県にとってもプラスになる人材がこっちを見ていただけるんじゃないかなというふうに期待しまして、公募して、副業、兼業の方を募集していくというやり方も三重県にとっては非常にプラスになるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ検討いただきたいと思っていますし、先ほど知事とも議論させていただいたSDGsの金融の仕組みなんかも、いろんな専門的な発想が要るんだろうと思っています、そういう部署にも民間の力を活用していただくとか、そういう人材を採用いただくとかということも、スマート改革だけではなくて、検討いただきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次に、児童相談所でのAI技術を活用した児童虐待対応についてお伺いいたします。

県は、産業技術総合研究所が開発したAIを活用した児童虐待の程度や、将来の再発率などを予想するシステムを活用して、昨年、県内2か所の児童相談所で実証実験を行ってきました。

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、年々増加し複雑化していますが、平成30年度は前年度比24.2%増の2074件で過去最多となっています。

そんな中、児童相談所の人員を増やし、体制を強化することはもちろん重要ですが、AI技術の活用も必要なことであると考えます。

そこでお尋ねしますが、まず昨年行った実証実験では、AIの活用を何件行い、具体的に一時保護の判断や家庭に帰すべきかどうかの判断にどの程度の成果が出ているのか、検証結果をお示しください。特に、AIの判断の妥当性・信憑性についてどのように考えているのか、お答えください。

また、来年度は、この実証実験の結果を踏まえて、県内全ての児童相談所にてこのAI技術の導入を行うとのことですが、これまでの実証実験での検証結果からどのような課題を見つけて、今後どのような成果が期待できるのか、お示しください。

なお、今回のA I導入は、本県独自のリスクアセスメントシートを開発して、長年データを蓄積したことによる取組であると聞いていますが、システム導入の経費として、来年度予算には約1億4000万円が計上され、今後、毎年1億円程度のランニングコストが必要になる可能性があります。導入後のランニングコストに関しては、開発されたA I技術が他の都道府県へ導入が進めば、本県の負担経費も縮小されると聞いていますが、今後、他の都道府県に本県のシステムが導入可能なものなのか、また、どの程度の負担軽減が見込まれているのか、お示してください。

〔大橋範秀子ども・福祉部長登壇〕

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 児童相談所でのA I技術を活用した児童虐待対応についてお答えいたします。

まず、現時点での活用状況、全児童相談所への展開についてです。

A Iシステムの実証実験については昨年7月から中勢と南勢志摩の2か所の児童相談所で実施しています。実験開始後、システム上の機械的な不具合が解消され、最近2か月ではタブレット端末を使用する10人のケースワーカーが担当する全てのケース、2か月77件、その全てのケースで活用されております。

実証実験の成果として、まず、システムを利用した職員から正確な情報共有を即時に必要な全員と行うことができ、一時保護等の判断が迅速に行えるということが挙げられています。具体的には、タブレットで、現場でけがなどの身体的状況を撮影する、また、親や子どもとのやり取りの発言や状況を瞬時にリアルタイムで事務所にいる、例えば所長など他の職員と共有することができております。

また、経験の少ない職員にとっては、A Iが提示するリスクの度合い、アドバイスなどがケース支援のツールとして役立ち、さらに職員自らが条件を変えて、危険度の変化を見るというシミュレーション機能もございますので、これを活用することで自主的なスキルアップにもつながっていることが分かってきました。

こうしたツールの全児童相談所への展開により、よりの確な虐待対応が可能となり、子どもの一層の安心・安全につながっていくものと期待しております。

なお、今回導入するA Iシステムは、どこかの既存システムを導入したものではなく、これまで県の児童相談所が独自のリスクアセスメントツールに基づいて対応してきた具体的な虐待事案のデータを分析して開発されたものであり、提示されたリスクの度合い等について、現場のベテラン職員から見ても違和感はなかったと聞いております。

今後、さらに多くのデータが蓄積されることで、システムの一層の精度向上が図られるものと考えております。

次に、このシステムの他県への展開についてでございますが、今回導入するA Iシステムは、他の自治体でも運用は可能です。しかしながら、先ほど申し上げたように、三重県の事案をベースにしたツールですので、自治体によっては子どもに関わる地域資源、児童相談所の体制等も異なりますから、より精度の高いシステムとして運用していくためにはそれぞれの自治体に合わせたカスタマイズを行うことが望ましいと考えております。

他県との連携につきましては、本年1月に広島県との間で、この児童虐待の防止等にA Iを活用した取組で、国の提言などに共同して取り組むことを合意したところであり、国においても虐待事案に関するデータを収集し、その結果をA Iで解析することで、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化するという方針も示されておりますので、国に向けて全国展開を積極的に働きかけていきたいと思っております。なお、これによって、どれだけ軽減が図られるかにつきましては、現在まだ試算しておりません。

以上です。

[28番 稲垣昭義議員登壇]

○28番（稲垣昭義） A Iの判断がどこまで妥当であって信憑性があるのかなというのを私は一番心配しておりましたが、今の御答弁ですと、ベテランの職員から見ても違和感がないということですので、そのあたりについては安

心もいたしました。

件数も、4月からですけど、実質稼働していたのは2か月なんですかね。2か月77件ということで、それなりに成果というか、先ほど言われたように違和感なく判断ができているということでお伺いしました。

自治体に合わせた形でカスタマイズが必要だということですが、これからA I技術を活用したものは非常に重要だと思っていて、三重県が取り組んでいることを、全国に向けて展開もしていただきたいなと思っています。

ちなみに、今日の読売新聞に、自治体福祉にA I活用という記事がありまして、特定健診の結果などをA Iに学習させて実証実験を行っている例だとか、あるいは高齢者虐待や孤独死といった支援が必要なものに実証実験を行っている例だとか、介護保険のデータ過去8年分を基にA Iがケアプランを提案する仕組みをやっているところだとか、いろんな自治体で、取組が進められていますので、逆に三重県も、他の自治体でやっているもので活用できるものはしていただきたいと思っていますし、そういう情報交流を積極的にやっていただいて、三重県の情報もしっかりと出していただくことが大事かなと思っていますので、ぜひよろしくお願いいたします。

それからもう1点、このA Iの活用、重要だと思っていますが、データやA Iが万能ではないというのは当然のことでありまして、最終的に判断するのはあくまで人間で、対応方針を決めるための情報、意思決定できる人材、そして着実に実行する実行チームの3者がそろうことが重要です。

全国的にも、本県においても、児童虐待件数が年々かなり増加しているため、A I技術を効果的に活用し、保護された後の児童の心のケアに児童相談所のきめ細かな適切な対応を求めたいと思います。社会的養育の推進も極めて重要と考えますので、一層の推進を要望いたします。

さらに、児童虐待がなぜ起こるかということについて、加害親の視点から見た取組がなければ児童虐待はなくならないと考えます。子どもを虐待する親へのアプローチも重要であると考えます。

加害親を断罪、非難し、法律で取り締まるだけでは、虐待が減ると思え

ません。私は、児童相談所の手前で、地域において悩める親の話を書く場所が必要なのではないかと考えますが、県として加害親に対するアプローチをどのように考えているのかについてもお伺いいたします。

○子ども・福祉部長（大橋範秀） 児童虐待ケースで、一時保護した後の家庭復帰となるケースにおいて、虐待した親を含めた家庭への支援は再発防止の上で大変重要だと考えております。

そこで、県では、家庭の強みや弱みを個々のケースごとに評価する三重県独自のアセスメントツールを運用して、再発防止に取り組んでおります。要は親との約束事やルールを決めて、それが守られないときには関係機関と協議の上、親への支援の見直しや再度の一時保護をするとか、そういうツールを活用しております。

引き続きツールの精度の向上と運用に努め、子ども、親、家庭に対する的確な支援を行ってまいります。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） その視点も、これは当然AIでというわけにはいかないと考えていまして、人がやっていただかなければいけないと思いますので、職員の力をそっちへ注いでいただくためにも、AIのできることはAIでやっていくというような形で、ぜひ今後対応していただければと思います。

それでは最後になりますが、民俗文化財の災害対策についてお伺いします。

昨年10月に沖縄の世界遺産首里城が火災により正殿を含め6棟が焼失しました。私は、ちょうど火災の1か月前に首里城を訪れて、琉球王国の歴史や、太平洋戦争中の沖縄戦の歴史に触れさせていただいておりましたので、火災をテレビで見て衝撃を受けました。様々な災害から文化財を守り、後世に引き継いでいくことの重要性を感じています。

本県にも多くの文化財が存在しますが、文化財の火災や地震、水害に対する備えは十分と言えないのではないのでしょうか。例えば四日市市の富田地区には、鳥出神社の鯨船行事があります。北島組の神社丸、中島組の神徳丸、南島組の感應丸、古川町の権現丸の4艘の船を有し、毎年夏に鳥出神社で行

われる勇壮な祭りです。

平成28年12月には、ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。この船を保存していくことに関しては、十分とは言えませんが、市からの支援もありますが、この船がふだん収納されている収蔵庫については非常に老朽化したものが多く、行政からの支援が得られていないのが現状です。

富田地区は、古くは伊勢湾台風による水害もあり、南海トラフ地震がいつ来てもおかしくない中、火災、水害、耐震等を考えた収蔵庫を備えなければ文化財を守ることはできません。

市指定文化財には市が助成し、県指定文化財は県が助成する仕組みの中で、山車等の文化財の収蔵庫についての支援の仕組みをつくっていかなければ、火災、水害、地震等の災害から文化財を守ることができないと感じます。

県内には、桑名市の桑名石取祭や、伊賀市の上野天神祭のダンジリ行事、そして、鳥出神社の鯨船行事とユネスコ無形文化遺産がありますが、これらの世界的遺産を後世に伝えるため災害に備えた収蔵庫整備の支援が必要と考えますが、御所見をお聞かせください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 民俗文化財の収蔵施設の整備についての対応に関する御質問でございます。

民俗文化財は、文化財保護法において、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で、我が国民の生活の推移の理解のために欠くことができないものと規定をされており、県内では10件が国重要無形民俗文化財として指定されております。

議員にも御紹介いただきましたが、とりわけ、鳥出神社の鯨船行事、桑名石取祭の祭車行事、上野天神祭のダンジリ行事は、ユネスコ無形文化遺産にも登録されており、町なかで華やかな山車が引かれ、人々の注目を集めております。

これらの無形民俗文化財に用いる山車類や用具を災害から守り、貴重な文

化財を次世代に継承していくことは大変重要なことであると考えております。

このため、山車類や用具については、国の補助に合わせ、県としても支援を行い、継続して修理事業を行っているところですが、山車類を収蔵する施設の整備、改修については、国の補助事業の対象とはなっておりません。

県教育委員会としましては、国・文化庁に、山車類を収蔵する施設の整備・改修を補助対象とするように要望するとともに、保存会や市町から民俗文化財の状況をお聞きしながら、それに見合うような支援、助成制度について国とか民間団体から収集をして、情報提供を行っていきたいと考えております。

このように民俗文化財が適切に保護され、次世代に継承されるように努めていきたいと考えております。

〔28番 稲垣昭義議員登壇〕

○28番（稲垣昭義） なかなか県独自でというわけにいかないと思いますので、国に対してしっかり要望いただく。私がよく思うのは、地域の公民館とかでコミュニティーの拠点として整備する補助金なんかは、収蔵庫にはもちろん使えないんですけど、これからの時代、そういうものをそっちにも使えるように、多少規定を変えるとか、そんなことも含めていろんなやり方があるのかなと思っていますので、ぜひそんな提案も国にもしていただいて取り組んでいただきたいと思っています。

それから、最後、これは質問はしませんが、平成28年の議事録を見ていましたら、このユネスコ無形文化遺産の登録直後に、この議場で、この後質問されます木津議員がユネスコ無形文化遺産の話をされていまして、その当時、山口教育長が今後とも文化財の保存継承を図り、文化財の価値や地域の魅力を県内はもとより全国に対してしっかりと情報発信していきますというふうに力強く答弁をされているんですね。

今回、ホームページ、県のを見ても何も載っていないんですよ。このユネスコ無形文化遺産について何か県が発信しているのかなというのと、ページはあるんですね、山・鉾・屋台行事と書いてあって、データはなしです。これ

ではちょっと寂しいなと思っけていまして、ぜひ、いろんなそれぞれのホームページがありますので、そのリンクを貼るとか、今年の行事を挙げるとか、あるいはユネスコ無形文化遺産というのは一体どういうものなのか、その制定の経緯を載せていただくとか、県も、しっかり山口元教育長が当時答弁したような形の力強い発信をしていただきたいなと思います。ということで、時間も来ましたので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（北川裕之） 15番 木津直樹議員。

〔15番 木津直樹議員登壇・拍手〕

○15番（木津直樹） 皆さん、こんにちは。

俳聖松尾芭蕉生誕の地、そして、NHKのプラタモリで御紹介されました伊賀流忍者の里伊賀市選出、自民党県議団、木津直樹でございます。

最近は新型コロナウイルス感染症などいろんな課題が多いということで、まず、一句申し上げます。（現物を示す）「多事多難 課題山積 冴返る」。「多事多難 課題山積 冴返る」ということですね。分かります。冴返るは季語ですけども、平穩でも寒の戻りがあるということで、課題はいつでも山積していると、それに向かって立ち向かっていきたいということで、一般質問したいと思います。一般質問は実に1年5か月ぶりということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

先日の一般質問では、我が会派の野口議員が松阪木綿のネクタイをして、えらいもめておりましたが、松阪木綿だけに、もめんといてということでございますけれども、私はいつもの伊賀組みひものネクタイをして、本日最後の一般質問となりますけれども、皆様には、午後のひととき、穏やかな時間を過ごしていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

さて、先日の土曜日、NHKの番組プラタモリが放映されまして、なぜ伊賀は忍者の里になったのかというタイトルで、忍者のルーツが大変興味深い内容であったわけですけども、皆さん御覧になりましたでしょうか。

〔「見ました」と呼ぶ者あり〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

その中で、伊賀の複雑な地形は琵琶湖が生んだものなのということでした。今の琵琶湖は、伊賀から移動してできたことは皆さんも御存じの方が多くかと思えます。

伊賀地方は、古琵琶湖であるゆえ、土地が重粘土質でありまして、おかげさまで、伊賀米コシヒカリに代表されるように、おいしいお米の産地でありますけれども、重粘土質は大変耕作のしにくい土質でありまして、その中でも農業を守り、農地を維持していくのは大変、極めて困難な土地柄でありますけれども、皆さんそれでも大変頑張って農業をしておるということを申し上げまして、通告の1番の質問から入りたいと思います。

まず初めです。中山間地域農業の振興についてお聞きいたします。

中山間地域とは、食料・農業・農村基本法第35条において、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域と規定されています。

山地の多い本県では、このような中山間地域が総土地面積の約7割を占め、耕作面積の約3割、農業就業人口の約3割を占めるなど、本県の農業振興においては、大変重要な位置を占めております。

こうした地域は農作地が治水ダムとなり、下流域の土砂の流出を抑え、洪水を防止し、食料や水を供給するなど、生活する上でなくてはならない役割を担っておりますが、近年は過疎化、少子化が大きく進んでおり、農地を守り、農業を続けていくことが極めて厳しい状況にあります。

中山間地域は、水田や畑などの耕作面積の1区画が小さく、特に急傾斜が多いことなどから、平地に比べて農業が厳しく、集約化や大規模化が進まなくなっております。

私の地元である伊賀地域もこのような地域が多いことから、農業の皆さんに話を聞いてみますと、御自身の高齢化、そして担い手不足、また、近年の機械の高価格化など、今後、農業を続けていくのがさらに厳しいものと、本当に危惧されております。

この田園風景を守っていくのは、やはり地域農業かと思っておりますので、今後ともしっかりと議論して、守っていきたいと思います。

国では、TPP11、日欧EPAに続く大型協定となる日米貿易協定を令和2年1月1日に発効し、農業の自由化・グローバル化の波にさらされております。

総合的なTPP等関連政策大綱に基づいて、政府は、攻めの農林水産業や競争力の強化の実現に向け、様々な対策、政策を進めておるところでございますが、私自身、そうした政策は国益のため、国と国との貿易戦争に勝ち抜くために大変重要な政策であると理解しているところですけれども、一方で、家族農業や小規模農家の方も対象とした中山間地域の農業に対して、しっかりとした国や県の支援が大切だと考えております。

そこでお伺いします。

中山間地域など条件不利地域における農業振興対策について、どのように県はお考えをされておるのかお伺いしたいと思います。答弁よろしく願いいたします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） それでは、中山間地域など条件不利地域におけます農業振興についてということで、御答弁させていただきます。

中山間地域は、農産物の供給や県土の保全、美しい景観の形成などの多面的機能を有しておりますが、平地に比べて営農条件が厳しいため、農地の集約化や経営の大規模化が進みにくく、高齢化や人口減少と相まって、地域の営農の継続が厳しい状況となっております。

こうしたことから、地域農業の維持・発展に向けまして、今回改定をします三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画におきましても、中山間地域農業の振興を基本事業に位置づけまして、安定した営農が持続できる体制の構築と収益の確保・向上を図っていくこととしております。

これまで県では、中山間地域の営農体制の構築に向けまして、市町やJAなどの関係機関と連携し、営農条件の不利性を補う中山間地域等直接支払制

度などを活用し、兼業農家や高齢農家など地域の農業関係者が参画する営農継続のための仕組みづくりでありますとか、また、きめ細やかな地域のニーズに対応できる中山間地域総合整備事業によります圃場整備等の営農条件の整備などに取り組んでおります。

また、地域農業の収益確保・向上に向けましては、地域資源の有効活用を図る地域活性化プランの取組等を通じまして、高収益作物の導入や6次産業化など、多様な経営に取り組む営農組織の育成等を進めておるところでございます。

具体的には、中山間地域において、シイタケやコンニャクなど特産加工品の開発・販売、あるいはパッションフルーツを使った加工品の開発や地元のリゾートホテルと連携した農業体験などの取組が創出されてきております。

今後は、こうした取組を着実に展開する中で、農地中間管理事業と連携しました経費負担のより少ない基盤整備事業の活用などによる地域営農体制の強化、あるいは地域資源を活用した商品のブラッシュアップや新たな販路開拓などの収益力の強化、さらに、企業やNPO法人等と連携した自然体験や、地域の食などのコンテンツを活用した農泊等による就業機会の創出などを行うことで、中山間地域の農業の維持・発展に向けて、地域農業改良普及センターが中心となりまして、市町・JAとも連携し、きめ細かなサポートを行ってまいりたいと考えてございます。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 御答弁ありがとうございました。いろんな手だてをしていただくということで、理解させていただきました。

農林水産業は、特に担い手が高齢化し、若い担い手が激減するということでございますし、土地も荒廃地が大変目立って深刻な状況であります。これを規模の拡大や機械化、また、生産性の向上ということではなかなか解決できないと思います。

やはり所得が安定するということが一番かと思えます。ばらまきはいけませんが、所得補填をする、また、国土強靱化で、公共事業で基盤

整備を推進するなど、若い担い手に夢や希望が見える魅力ある農業になるような対策を進めてほしいと思います。

それはやっぱり貿易交渉と政策と並行して実施しなければ、日本の農業と日本の国土が崩壊するということになるのではないのでしょうか。ぜひともこれからの支援をよろしくお願ひしたいと思います。

中山間地域では、イノシシや鹿、猿の農業被害が大きく、耕作者の営農意欲の低下や耕作放棄地の増加につながる等、重要な課題となっております。

これまで県主導による集落ぐるみの獣害対策や補助事業の導入など、おりの整備や捕獲を進め、被害は徐々に減っているところでございますけれども、イノシシによる被害は、平成30年度において若干増加しており、さらなる対策を講じていく必要があると考えます。

また、平成30年9月に、国内で26年ぶりに発生が確認されたCSFは、飼育豚での陽性確認県が1府19県、ワクチン接種奨励地域では21都道府県にまで拡大しております。

県においては、飼養豚へのCSFの感染拡大に向け、養豚農場への徹底したきめ細やかな巡回指導や野生動物侵入防止柵の設置の創設など、様々な対策を迅速にさせていただいておりますけれども、飼養豚へのCSFワクチンの接種も県内全域で行えることになったことから、養豚農家もようやく落ち着いた状況で経営が進んでいるのではないかと思います。

しかし、CSFウイルスを媒体とする野生イノシシの感染が北勢地方で継続的に確認されており、最近のことですが、2月25日に、滋賀県甲賀市で確認された野生イノシシのCSF感染事例において、感染確認地点から10キロメートルの圏内に伊賀市の一部が入るということでございます。

農業被害の軽減という獣害対策と併せて、農場周辺に野生イノシシが生息しているなど、養豚農家が安心して経営を続けられる環境となるよう、今後一層の捕獲の強化が望まれているところであります。

そこで、CSF感染源と考えられる野生イノシシの捕獲について、これまでの成果と捕獲強化についての来年度の取組をお聞きします。

加えて、滋賀県で発生したCSFの影響で、伊賀市の一部で経口ワクチンを散布する予定であると聞いていますが、併せて答弁をお願いします。

〔前田茂樹農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（前田茂樹） 野生イノシシの捕獲につきまして、これまでの成果と、それから来年度の取組についてということで御答弁させていただきます。

県では、野生イノシシによる農業被害の軽減や野生イノシシを介したCSFウイルスの拡散防止を図るため、市町や各集落、猟友会等と連携しまして、侵入防止柵の整備や捕獲強化に取り組んでおります。

中でも、野生イノシシを介したCSFウイルスの拡散防止に向けましては、野生イノシシの感染確認が続く北勢地域6市町におきまして経口ワクチン散布を重点的に行い、サーベイランスのための調査捕獲を強化しております。

この6市町では、本年度、狩猟禁止の措置を講じておりますが、関係者との緊密な連携の下、これまで以上にわなを設置し、野生イノシシの調査捕獲を強化するとともに、中南勢地域等の市町においては、例年どおり、有害鳥獣捕獲と狩猟を実施しております。

このほか県では、集落周辺での捕獲が効果的に進むよう、箱わなによる捕獲の手順や餌づけのポイント等を示したマニュアルを作成し、関係者が集まる会議の場などを通じて普及を図っております。

昨年12月末時点におきます県内野生イノシシの有害鳥獣捕獲と、それから調査捕獲を合わせた捕獲頭数は前年度を上回る頭数となっておりますが、こうした効果が一過性のものとならないよう、県域かつ年間を通して高い捕獲圧が維持できる捕獲強化対策を実施していく必要があると考えてございます。

このため県では、今後3年間で、集中的に捕獲強化を図ることとしておりまして、令和2年度については直近、平成30年度の捕獲実績にさらに1500頭を上乗せした1万7000頭を捕獲目標として取り組むこととしております。

具体的には、北勢地域6市町において、引き続き経口ワクチン散布を重点的に実施するとともに、年間を通して調査捕獲を強化し、捕獲頭数の拡大を

図ります。

また、伊賀市についてでございますけれども、こちらは隣接する滋賀県甲賀市のCSF感染確認事例を受けまして、3月17日からおおむね5日間程度、約40か所に計800個の経口ワクチンを散布し、調査捕獲が行えるよう準備を加速させてまいります。

これら調査捕獲を実施しない中南勢地域等の市町では、有害鳥獣捕獲や狩猟に加えて、新たに、例年捕獲が低調となります4月から6月の捕獲頭数の増加を図る県独自の補助制度を創設して、春の時期での捕獲を促進します。

さらに、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用し、生息密度の高い鳥獣保護区でありますとか、市町境界付近等において、新たに県が主体となった野生イノシシの捕獲強化を図ってまいります。

このほか、捕獲作業の省力化・効率化等を促進するため、ICTを活用した捕獲に関する研修会を開催しますとともに、特に負担が大きいわなの見回り労力の軽減に向けまして、北勢地域と南勢地域の2か所で、わなの作動を通知するICTシステムの実証事業に継続して取り組むこととしております。

こうした取組を関係者が一丸となって総合的に展開することで、農地や農場、里山周辺等における野生イノシシの捕獲強化を進めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 併せて捕獲対策をやっていくということでございました。

昨日、ちょうど土曜、日曜でございまして、トラクターで田を起こしている人がたくさんおりました。また、獣害対策おりを、手直しをしているという方がおりました。

ワクチン散布も進めていただきたいんですけども、やはりこれから農繁期になります。私は個体の管理が一番だと思います。できるだけ個体を減らして、獣害対策を進めていっていただきたいと思います。

部長、答弁ありますか、イノシシについての、特にイノシシの獣害対策について。

○農林水産部長（前田茂樹） 県内のイノシシでございますけれども、捕獲頭

数、平成27年度約9700頭が、平成30年度には1万5000頭余りということで、1.6倍になり対策の効果は出てきておると思えますけれども、一方で、被害金額が1億1000万円前後でここ数年推移しておるということで、対策が必要と思っております。

ただ、イノシシは非常に繁殖力が高くて、また力も強くて、柵を容易に突破したりとか、あと、視覚とか嗅覚も鋭くて学習能力が高いといったような能力や行動の特徴があるということで、こうした生態であるとか特徴を踏まえた効果的な対策を集落単位の研修会などで、市町とともに広く周知を図っていきたくて考えておまして、今後も引き続き、こういう情報共有を図るとともに、地域の皆さんと一体となってイノシシを寄せ付けない集落づくりについて取組を進めて、農業被害の軽減につなげていきたくて考えてございます。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

獣害対策をよろしく願い申し上げまして、次の質問に入ります。

公職選挙法の改正により、選挙権年齢や憲法改正の国民投票の投票権などを18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。

この選挙権年齢引下げは2016年6月より施行され、2016年7月の参議院選挙はじめ、昨年の私たちの統一地方選挙でも、18歳の方から投票をいただいたこととなります。

さて、選挙権年齢に合わせるように、市民生活に関する基本法である民法が約140年ぶりに改正され、2022年4月1日から、現行の成年年齢を、20歳から18歳に引き下げることとなりました。

（パネルを示す）18歳成年年齢と選挙権年齢でございます。これは外務省の資料の一部ですが、世界的に見ても、先進国は18歳成年が主流になっていることが分かります。アメリカは州によって異なるということでございます。

ちなみに、世界では18歳成年が一番多く138か国、次に、21歳成年が35か

国、二十歳成年が8か国の順でございます。

そのようなことから、今後、高校3年生の在学中に成年となる成年年齢の引下げが高校教育にどのような影響を及ぼすのか、また、教育カリキュラムや消費者教育について、教育委員会に質問したいと思います。

パネルをお願いします。

(パネルを示す) それでは、成年年齢に達すると何が変わるのでしょうか。

政府の出しているリーフレットからですが、民法が定めている成年年齢は、1人で契約をすることができる年齢という意味と、父母の親権に服さない年齢という意味があります。

このように、親の同意がなくても、自分の意思で様々な契約ができ、例えば書いてありますように、携帯電話の契約をする、ローンを組む、部屋を借りるなど、こういったときには、未成年は親の同意が必要ですが、成年に達すると、親の同意がなくてもこうした契約ができることとなります。

その一方で、成年年齢が18歳になっても、飲酒や喫煙、公営ギャンブルなどの年齢制限は二十歳のままということとなります。

未成年の場合、契約には親の同意が必要ですが、もし未成年の者が親の同意を得ず契約した場合には、民法の未成年者取消権によって、その契約を取り消すことができます。

つまり、未成年を保護するものであり、消費者被害を抑止する役割としていますが、これが成年に達すると、親の同意がなく自分の意思で契約を結べますので、未成年者取消権は行使できず、責任を自分で負うこととなります。

この民法の改正は、2018年に公布され、もう既に2年がたち、現行の学習指導要領にも消費者教育を適切に実施すると記されており、既に取組は行われたと思いますが、どう対処しているか確認いたします。

[廣田恵子教育長登壇]

○教育長(廣田恵子) これまでの消費者教育の取組についての御質問でございます。

消費者教育については、成年年齢引下げを見据え、契約についての理解を

深め、自立した消費者として適切な意思決定に基づいて行動できるよう、また、若年者の消費者被害の防止・救済のためにも、より一層の充実を図ることが必要だと考えております。

高等学校では、これまで学校の実情に応じて、公民科や家庭科、総合的な学習の時間等において、消費者教育に取り組んできたところです。

公民科では、キャッシュレス社会の到来に備え、契約の概念や消費者としての自覚と責任について、家庭科では、生活者として家計を計画・管理する力や、適切な消費行動をする力が重要であることを指導しております。

成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえて、現在、特に契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容について、丁寧に指導を行っているところです。

具体的には、保護者の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる未成年者取消権や、いかなる理由であっても契約を解除し、白紙状態に戻ることができるクーリングオフ制度などを分かりやすく説明した消費者庁作成の教材『社会への扉』を活用して指導を進めています。

また、同教材を活用した教育がより効果的になるよう、公益財団法人消費者教育支援センターの講師による教員研修会を実施したところです。

総合的な学習の時間等では、三重県消費生活センターや三重県金融広報委員会等から講師を招聘し、主に高校3年生を対象とし、金融取引の基礎や消費者被害の未然防止について、社会人になるための学習を行っているところでございます。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） 一定の答弁をいただきました。

実践的な消費者教育を推進する必要があるということで確認させていただきましたし、取り組んでいただいているということを確認させていただきました。

先ほど申し上げましたように、18歳からは、親の同意なく自由に売買等ができます。例えば高額商品を買うとか、いろんなトラブルが発生すると懸念

されます。実践的な消費者教育を進めていただきたいと思います。

また、成人は親の親権に服さないということになっておりますので、今まで以上に家庭との連携を深め、相談体制、生徒指導、進路指導などが必要になると思われます。

18歳成年の施行は、2年後の2022年4月1日からですので、来月4月から高等学校に入学される生徒が3年生になると18歳成年になるということで、今まで以上に充実した教育カリキュラムが行われなければならないと考えております。

いずれにせよ、高校生は在学中に成年年齢に達するため、時間的にも、社会的にも、従来とは違った対応・教育が求められます。これから新学期が始まりますが、改めてどのような消費者教育を行うかをお聞きしたいと思います。

○教育長（廣田恵子） 令和2年度以降の入学生については、在学中に成年年齢に達するため、契約の重要性及び消費者保護の仕組みを含む消費者教育に関する内容は、高校1、2年生のうちに学習することとしております。

学習の内容についてですが、令和4年4月からの成年年齢の引下げに伴い、高校生にとって実社会が一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に社会の形成に参画することが求められるようになるため、これまでの取組に加え、より現実的な場面を想定した学習を考えております。

具体的には、契約トラブルの対処法を学ぶすぐろく型ゲーム教材やロールプレイングを活用した効果的な指導方法等を学校に周知したり、消費者生活相談員や弁護士等の実務経験者等と連携して、ネットショップにおけるトラブルや架空請求、不当請求など、様々な具体事例を取り入れた学びを進めていきたいと考えております。

また、このように自立した消費者として育成することに加え、人と社会、環境に配慮した思いやり消費とも言われるエシカル消費やフェアトレードについての理解といったSDGsの観点も含め、消費生活をより大きな概念で捉えるなど、より実践的な学習を充実させていきたいと考えております。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

改正前の二十歳成年ですと、高校を卒業して、就職して社会に出るとか、大学で学ぶとかとって2年間、社会勉強というか、猶予期間があったと思うんですけども、いきなり高校生で大人ということになりますので、実践的な教育をお願いしたいと思います。

また、選挙権年齢も18歳に引き下げられてから4年が過ぎました。18歳での投票率はかなりいいわけですけども、19歳、二十歳となりますと投票率が落ちるとデータも出ていますので、消費者教育と併せて主権者教育も、さらに力を注いでいただきたいと思います。

いずれにせよ、三重県の若年層に社会参画の意識を高めるような教育を期待して、次の質問に入ります。

昨日は、県立高校のほとんどで卒業式が行われました。皆様には心からお祝いを申し上げますところでございます。

私も地元の伊賀白鳳高校の卒業式に出席させていただきました。伊賀白鳳高校は、卒業生の3分の2は地元就職ということで、残り3分の1もほとんど専門学校で学ぶということになります。

伊賀白鳳高校では、昨年4月に建築デザイン科が設置されて、人気もあると聞いております。2年目を迎え、いよいよ本格的な職業実践教育が始まる中、令和2年度予算で、職業教育推進事業費が計上されております。具体的にどのような教育環境の整備をされるのか、教えてください。

〔廣田恵子教育長登壇〕

○教育長（廣田恵子） 伊賀白鳳高校建築デザイン科の、令和2年度の学習環境の整備についての御質問でございます。

県教育委員会では、平成30年度に建築設計ができる高性能のコンピューターを整備いたしました。本年度は、精度の高い木材加工の実習ができるよう、これまでに、丸のご盤や角のみ盤などの木材加工機の整備を完了するとともに、建築製図や測量実習などのより専門的な学習を行うための測量機器

等についても、年度内に整備できるよう取り組んでいるところでございます。

さらに、令和2年度当初予算では、コンクリートの圧縮強度試験や鉄筋の引っ張り試験ができる万能試験機を、設置費と合わせて約740万円計上しております。

この万能試験機の整備により、新しく行う建築構造の授業で建築材料や鉄筋コンクリート構造を学習するとともに、荷重に対する安全性や材料の特性を実習によって理解することができるようになります。

また、建築施工の授業では、耐震補強工事や施工管理を学習する上でも建築材料の強度についての知識が必要ですが、強度の測定方法を実習により習得することによって、より理解を深めることができると考えております。

今後とも、県教育委員会では、地域と連携して建設業の担い手を育成できるよう、生徒の学習環境の整備を進めてまいります。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

建築デザイン科は、地域の方々とともに推進してきた改編でございますので、どうぞこれからもお願いしたいと思いますし、関係の協会でもしっかりと協力すると言っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に入ります。

今年、東京2020オリンピック・パラリンピックということで、三重県の市町においても事前キャンプ、またホストタウン登録、県産食料の販路拡大など、準備、また成果を上げていることに感謝申し上げます。

そして、来年は三重とこわか国体・三重こわか大会に加えて、太平洋・島サミットが三重県で開催が決定いたしました。さらなる飛躍に期待が膨らむところでございます。

また、大阪を中心とした関西圏においては、来年はワールドマスターズゲームズ2021関西が開催され、その4年後にはエキスポ2025大阪・関西万博ということになります。

その大阪・関西万博の経済効果は約2兆円と試算されております。東京オ

オリンピック・パラリンピックの約32兆円には及びませんが、大阪という地域は、三重県から近いこともあり、2800万人の想定来場者が見込める大阪・関西万博は、我々にとっても大きなビジネスチャンスであり、私は、地方創生の起爆剤になると考えております。

さて、三重県営業本部では、関西事務所を拠点として営業戦略を進めているところでありますが、5年後の2025大阪・関西万博には、それまでの営業活動の集大成になるべく、ある一定の成果が求められるのではないのでしょうか。

大阪府を訪れる外国人旅行者は、平成30年には1142万人となり、平成23年からの7年間で7倍に増加しており、大変多くの外国人観光客が来ています。

また、関西2府4県における外国人の宿泊数は、平成30年には2409万人と過去最高を記録しているそうです。さすがに食い倒れの大阪、また歴史と文化のまち、奈良、京都であります。

そこで質問ですが、現在、策定予定の関西圏営業戦略中間案では、五つの柱で営業活動を展開するとありますが、その中でも特に大阪・関西万博に向けた鈴木知事の意気込みと雇用経済部の戦略をお聞きます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） 新たな関西圏営業戦略において、大阪・関西万博のチャンスを生かす視点でどういうふうに取り組むか、その意気込みということがあります。

関西圏では、平成30年の外国人延べ宿泊者数が、4年前に比べて約2.2倍となっていることや、外国人旅行者の消費額が、全国平均の倍になります約4.6倍となっていること、さらには、関西圏から三重県を訪れる宿泊客が県全体の4割を超えることなど、関西圏は本県にとってビッグマーケットであり、関西圏を訪れる外国人旅行者や関西圏在住者に対する魅力発信は、今後も重要度を増していくと考えています。

2025年日本国際博覧会大阪・関西万博は、令和7年4月から184日間開催され、来場者が約2800万人、先ほど議員からも御紹介がありましたが、経済

波及効果が2兆円と見込まれています。

来年5月に行われるワールドマスターズゲームズ2021関西においても、国内外から5万人が参加し、経済波及効果が約1400億円と予想されていることや、大阪府・市が誘致を表明している特定複合観光施設、I Rの来場者は年間1500万人と見込まれています。

一方、本県においても、第9回太平洋・島サミット、三重とこわか国体・三重とこわか大会、さらには、次なる御遷宮の始まりとなる山口祭が令和7年度に行われるなど、大きなチャンスであり、情報発信や誘客促進にしっかり取り組んでいきたいと考えています。

このため、新しい関西圏営業戦略では、計画期間である令和2年度から令和5年度を、その5年後に迫った大阪・関西万博に向けた重要な準備期間と位置づけ、チャンスを最大限に生かすための取組を展開します。

万博開催時には、会場内だけでなく、会場外でも、関西を訪れる旅行者や在住者が三重に来たくくなるような仕掛けが必要と考えており、三重県営業本部の中に、大阪・関西万博好機活用ワーキンググループを設置して情報収集、意見交換を行い、検討しているところです。

本年の秋に、日本国際博覧会協会が公表する、万博開催に必要な事業の方針や考え方を示すとされる基本計画を踏まえて、具体的な広報手段、県内の受入体制の整備、情報発信の在り方など、総合的な戦略の策定に向け、さらに検討を深めていきます。

今後、私が本部長を務める三重県営業本部が中心となって県庁内を取りまとめ、同時に、県内市町、関係団体等や関西圏における三重にゆかりの企業等とも連携して、オール三重の体制で大阪・関西万博の開催を三重の持続的な成長につなげていけるように、全力で取り組んでまいります。

〔村上 亘雇用経済部長登壇〕

○雇用経済部長（村上 亘） 私からは、大阪・関西万博を見据えた取組について御答弁申し上げます。

現在策定を進めている関西圏営業戦略は、「売りまっせ！三重@KANSAI」

をキャッチフレーズに、大阪・関西万博開催の1年前までの計画でございますが、万博開催や鉄道をはじめとするインフラ整備による関西圏の社会、経済情勢の変化を最大限に生かし、より効果的な営業活動を展開することで、大阪・関西万博につなげていきたいと考えており、五つの営業展開の柱のうち、効果的な情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客、関西圏のネットワークの充実強化に沿った取組を進めていきたいと考えてございます。

大阪・関西万博に向けましては、三重とゆかりのある企業等との関西圏のネットワークの活用が最も重要であると考えておりまして、県人会、関西経済界など、関西事務所がこれまで築いてきましたネットワークを充実強化するとともに、さらに、関西にある総領事館など、三重を応援していただく新たなネットワーク拡大に取り組んでいきたいと考えてございます。

このネットワークを柱に、効果的な情報発信、県産品の販路拡大、観光誘客を進めていきたいと考えておりまして、具体的には、効果的な情報発信として、関西圏における三重県の知名度向上を図るため、新聞、テレビ、ウェブ、SNSなど、各メディアの特性に応じたプロモーションを効果的に行ってまいります。

また、県産品の販路拡大として、関西圏のホテル等において三重県フェアを開催し、三重の食や伝統工芸品等の販路拡大に取り組むことで、魅力発信、誘客コンテンツの磨き上げを図ってまいります。

さらには、観光誘客として、旅行者に三重を旅行先として選んでもらえるよう、食をはじめ、歴史文化、県内各地の観光スポット、特に訪日外国人旅行者にも訴求力のある忍者や海女など、三重らしさを生かした三重ならではの魅力をしっかりとアピールしていきたいと考えております。

こうした取組を進めるため、県内市町、民間企業、関係団体等と連携して、大阪・関西万博を見据えてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

知事が営業本部長ということで、キャッチフレーズが、売りませ三重、よろしく頼みませ知事ということでお願いしたいと思います。

鈴木知事も、関西かたぎがあるということで、実は、関西人はテレビが好きなんです。今は土曜日は休みになっていますけど、私たち子どもの頃は、土曜日、昼に帰ると必ずテレビを見て、吉本新喜劇ということで、本当にテレビっ子が関西人、多いと思いますので、ぜひともテレビを使ったメディアのPRは、特に力を入れていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そしてまた、東京には三重テラスがありますけれども、大阪にも三重テラスを造ってはいかたがでしょうか、また一考を願ひたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

すみません。言いつ放しで申し訳ない。

携帯電話は、平成の30年を経て、私たちの生活において最も身近な通信のツールであり、既に社会インフラの一部となっております。携帯電話の加入率は1億7000万件、日本の人口に対して約140%ですので、国民の1人1台以上を持っていることとなります。その中で、スマホの普及率は85%となっております。今では、依存症とか、ながら運転とか、いろんな課題も出ているところでございます。

スマホにはいろんなアプリを入れますと、生活、健康、仕事、趣味、ありとあらゆることに利用できます。特に防災面では、災害時の情報収集、安否確認など通信手段として最も活躍していることは皆さん御承知のとおりでございます。

そんな携帯電話事情でございますけれども、どこでも電波が届いているわけではございません。今では、三重県の居住地域における不通話地域の解消はおおむね改善されたと聞いておりますが、中山間地の一部にはまだ不通話地域が残っております。

地域間の基盤の格差が課題となっている中、例えば山間部の道路、観光地やキャンプ地などには、不通話地域がまだまだ残っております。

総務省は、今まで携帯電話の基地局の整備は、居住地区における不通話地域の解消を順次進めてまいりましたが、令和2年度、次年度からは、地理的に不利な地域や事業採算上問題がある地域においても携帯電話を利用可能にするとともに、5Gの高度サービスの普及を促進するとあります。今後は、不通話地域の解消を進める方向に切り替えたとも聞いております。

(パネルを示す) 総務省の資料ですが、今回より、例えば道路でありますと、5台以上、1万台未満、例外として、5台未満も了とする。登山道、自然公園、農林業の作業場、事業所なども、不通話地域の解消補助対象になるとしています。

そこで、所管する地域連携部にお伺いしますが、携帯電話の不通話地域を解消するに当たっては、基地局の整備が必要であります。事業主体は、一義的には携帯電話を扱う通信業者であり、補助事業においては、市町が事業主体となることは十分承知しているところでございますけれども、県民生活の向上や安全・安心の確保の観点からも、令和2年度から打ち出した総務省の補助事業ののっとり、基地局の整備事業も、県も率先して進めていくべきだと私は考えますが、県の考えを聞きます。

[大西宏弥地域連携部長登壇]

○地域連携部長(大西宏弥) 携帯電話の不通話地域、とりわけ道路など居住地域以外の地域の解消に向けた取組についてお答えさせていただきます。

議員からもお話がございましたが、携帯電話、今日、日常生活における利便性の向上のみならず、国民生活や社会経済活動に欠くことのできない社会インフラとなっております。しかしながら、一部で携帯電話サービスを利用できない不通話地域が残っており、情報通信格差の是正が課題となっております。

県内の不通話地域の解消に当たっては、その現状と地域の要望を的確に把握するため、市町に対して国が居住地域を対象に調査を行っております。また、国の調査に加え、県では独自に、議員からも御指摘のありました道路等の居住地域以外の地域も含めて、さらに詳しく要望を聞き取っております。

これらの調査を基に、国と県から携帯電話事業者に対し、地域の現状や要望等を伝え、基地局の整備を働きかけるとともに、市町では事業主体となって補助制度を活用することで、基地局の整備を進めてまいりました。

こうした取組によりまして、県内の居住地域の不通話地域はほぼ解消されておりますが、一方で、居住地域を離れると、山間部など、地理的条件が厳しく、基地局整備の費用が高額になりがちなことや、どうしても居住地域が優先的に整備されてきたこともあり、一部で不通話地域が残っている状況でございます。

このような中、国では、これまで居住地域を対象としてきました国庫補助制度について、一定の成果が得られたとして見直しを行い、議員からもパネルでお示しいただきましたが、来年度からは、災害時等の安心・安全確保の観点から、幅広く居住地域以外の地域を対象にして、10年間で不通話地域をおおむね解消することを目指すことといたしました。

県では、引き続き不通話地域の解消に向け、地域の要望を的確に把握し、携帯電話事業者に情報提供を行うとともに、国の方針も踏まえまして市町とも連携し、居住地域以外の地域についても、事業者の積極的な基地局整備を強く働きかけてまいります。

また、見直される国庫補助制度を活用し、市町が事業主体となって基地局の整備を検討する際にも、携帯電話事業者に事業への参画を働きかけるなど、事業者と市町をつなぐ役割をしっかりと果たし、不通話地域の解消につなげてまいりたいと考えております。

〔15番 木津直樹議員登壇〕

○15番（木津直樹） ありがとうございます。

これは実際にあった話ですけれども、私の知り合いの娘さんが、車が故障をしまして、そこが不通話地域であって、助けを呼ぼうと思って、車を出て歩いたところ、不幸な事故に遭われたとかですね。農作業をしていて、田んぼの中で事故があったときに、助けを呼ぼうと思っても、圏外やったので助けが遅れたということもありますので、やはり不通話地域がそういう事故に

つながるということも御理解いただきたいと思ひますし、まさに時代は5Gとか、6Gとか、最新技術が大きく取り上げられておりますけれども、県民の生活に直結する道路、また、耕作地でも通話できないといった事例があるように、まだまだ取り残されているところがありますので、今後とも、市町、通信業者と協力しまして、不通話地域の整備の促進を行っていただきたいと思ひます。

これは県単の事業はないですので、いつものように、予算がないとかという言い訳はできませんので、どうぞ汗をかいていただきたいと思ひます。

それでは、最後の質問に入ります。

伊賀地域医療構想、とりわけ急性期医療についてお伺ひいたします。

伊賀地域の二次救急医療は、民間基幹病院と二つの公立病院から成っており、3輪番で救急医療を賄っております。伊賀市民からは、24時間365日、市内で二次救急を受けられる体制を望む声が多く寄せられております。

三重県では、三重県地域医療構想に基づき、急性期医療を充実し、市民がこれまで以上に安心して医療を受けられるためにも、伊賀地域の3基幹病院の急性期医療の集約化、分化、連携、統合のほか、既存病院の改築等が行われる場合には、救急医療強化ゾーンの中で施設整備が望ましいとしております。

この中で、このたび伊賀市の民間基幹病院が移転し、今まで以上に急性期医療に力を入れるということとなっておりますけれども、当初の開設の時期が1年間延びるという報道がありました。

これは土地の許認可によるもので、医療的な延びではありませんけれども、住民にとっては大変残念であり、待ち望んでいた救急医療が遅くなったということで、不安要素が払拭されません。

先月28日に第2回伊賀地域医療構想調整会議があり、傍聴させていただきましたけれども、2025年に向けた具体的な説明だけに終わり、委員の皆さんから特に議論もなされませんでした。

いま一度、伊賀地域の急性期医療について、特に二次救急について、現在の状況をお伺ひいたします。

[福井敏人医療保健部長登壇]

○医療保健部長（福井敏人） 伊賀地域における医療機能の分担、とりわけ急性期医療についてというところでございます。

伊賀地域におきましては、病床総数の約8割を上野総合市民病院、岡波総合病院、名張市立病院の3病院で占めておりまして、3病院それぞれが救急医療をはじめとした急性期医療を担っております。

県としては、地域内で急性期から回復期、慢性期、在宅医療までを完結できる医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議等を開催して、機能転換など医療機関による取組が進むよう、繰り返し協議を行ってきたところでございます。

そのような中で、名張市立病院においては、今年4月から一部の急性期病棟を地域包括ケア病棟に転換する方針が示されました。

さらに、岡波総合病院におきましては、令和4年秋頃を目途に、新築移転が計画されておりまして、移転後は、救急患者の24時間365日受入体制整備に向けて、急性期医療を充実するとともに、新たに地域包括ケア病棟を導入するなど、地域で必要な医療機能を踏まえた機能転換等が予定されています。県といたしましても、施設や設備整備について財政支援をしていきたいと考えております。

このように、伊賀地域におきましては、機能転換の取組が一定進んでおりますが、その一方で、急性期病床が過剰であることや慢性期病床が不足していることから、地域にふさわしいバランスの取れた医療提供体制の構築に向けまして、医療機能の分化・連携がさらに進むよう、引き続き検討を進めてまいります。

以上でございます。

[15番 木津直樹議員登壇]

○15番（木津直樹） よろしく願いいたします。

調整会議の中で、今回の特例措置によりまして、脳神経外科の病院が有床化されるという話が出ました。脳血管疾患、また脳卒中などが緊急搬送も受

け入れていただくということで大変心強いかと思えます。

伊賀地域は昔から医師不足でありまして、特に救急については喫緊の課題でありました。医師確保については一定の成果が出ているとは理解しております。

私は、医師確保と同時に、伊賀地域の3基幹病院の機能分担を並行して進めていくことが極めて大事と思っております。

伊賀地域には、民間病院が一つと、公立病院が二つということで、大変調整が難しいとは思いますが、ぜひとも県のリーダーシップで伊賀地域の医療が充実することを期待いたしまして、この質問を終わります。

あと2分ありますので、少しPRをさせていただきます。

今年が国勢調査の100周年ということでございまして、(現物を示す)国勢調査につきましては、皆さん御存じのように5年に1回ということで、大変、国政におきましても、政策の基礎となりますし、また三重県においても、例えば選挙区の問題で、人口はどれだけやとかいろいろあります。大変重要な国勢調査ですので、ぜひとも今年の国勢調査には皆様、御協力をいただきたいと思えますし、県は直接関係ないんですけども、市民の皆様には、市、また国の中間として、しっかりと国勢調査を行っていただきますことをお願いいたします。

少し、時間、余りましたけれども、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○副議長(北川裕之) 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件あります。

稲垣昭義議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。26番 杉本熊野議員。

[26番 杉本熊野議員登壇・拍手]

○26番(杉本熊野) 皆さん、お疲れのところ申し訳ありませんが、しばらくお願いいたします。新政みえ、津市選出の杉本熊野です。

稲垣昭義議員の児童相談所でのAI技術を活用した児童虐待対応についての質問に関連して、被虐待児童の社会的養育の推進について質問させていた

だきたいと思います。

私、所管の常任委員会なんですけれども、今日は知事のお考えをお聞かせいただきたいなと思って、立たせていただきました。

というのは、知事は、子どもの家庭養育推進官民協議会の会長であらせられます。今回の社会的養育の大きな転換は、里親推進がその中心でありますので、間もなく策定されますので、最後に、ぜひ知事のお考えをお聞かせいただきたいなと思っております。

現在、三重県が策定中の社会的養育推進計画では、里親委託率を10年後の2029年度までに、乳幼児期で60%に、学齢期以降で40%に引き上げるという案が出されています。

国の目標値は、乳幼児期で75%以上、学齢期以降で50%以上ですから、それに比べるとまだ低く抑えてはいますけれども、それでも達成するのはハードルが高いというのが、関係者、現場の声でございます。

特に、学齢期以降の子どもや被虐待の子どもなどでは、里親委託が難しいケースが少なくないと聞いています。

また、里親の側から考えてみますと、現在、里親を支援しているのは里親支援専門相談員です。

来年度は、ここに加えて、里親支援を業務とするフォスタリング機関が県内で2か所設置される予定だとも伺っておりますけれども、里親委託の推進は、こうした里親への支援の体制が整備されて、それと並行しながら進めていくべき、そんなふうに思っております。

ですので、少し時間がかかります。里親委託率の引上げは、そう簡単には、1年、2年ではできていけないというのが現状ではないかと思っております。

それから、今回の計画では、里親委託を増やして、施設入所を減らしていきますので、児童養護施設を変えていく、高機能化していく、多機能化していくという方向で進めております。

ケアニーズの高い子どもに対応するための専門的なケアネットや、それから一時保護専用施設、それから児童家庭支援センター、そしてフォスタリン

グ機関などを児童養護施設に併設していく、そういったことが含まれており、その整備計画を10年後を見据えて立てるようというところで、今県内15か所ありますけれども、それぞれの施設に、その整備計画の計画書を提出してくださいということで動いております。

けれども、今後、児童相談所がA Iの技術の活用によって、さらに潜在ニーズが掘り起こされていくとか、市町の在宅支援が強化されていくという中においては、今、代替養育を必要とする子どもの数をはじき出して、10年後の整備を考えていますけれども、そういった状況の変化が今後ある中で、本当に10年後の数を今の数で計画していいのだろうかとか、本当に10年後、今この段階で描き切れているのかなとか、そんな不安を持ちながら、各施設、計画書を提出しているというのが現状だと思っています。

このような状況を踏まえたときに、私は、今策定中の社会的養育推進計画は、来年度以降、関係者で毎年度慎重に検証をしながら、進めていくべきではないかと考えております。

そのことは、よく御存じなんですけど、この策定要領にも書かれていて、2020年度から2024年度、2025年度から2029年ごとの各期に区分して策定すること、前期と後期に分けて策定するというような形で策定されています。

しかも、その計画の進捗状況については、毎年度検証すること、そして見直しのことも入っています。2020年度から2024年度、前期の末と、そして各期の中間年を目安として、検証結果を踏まえて、必要な場合には計画の見直しを行っていくということが、この策定要領に書かれております。

10年の計画で見直しの機会を3回も書くというのは何か珍しいなと思っております。そういったことですので、ぜひ慎重に進めていただきたいということについてのお考えをお聞かせいただきたい。

それから、里親の支援の一つとして、研修の強化があると思うんですけれども、平成30年度の調査によりますと、児童相談所への相談のうち、虐待を理由として施設や里親に措置された子どもの割合は約65%です。本当にここ10年ぐらいで措置される子どものうち、被虐待の子どもが増えています。そ

れから、施設における障がいのある子どもの割合は約30%です。

こういった状況の中で、里親をやってみようと思って、手を挙げてくださっている方への研修は極めて重要だと思っています。

現在、事前の研修、三重県は5日間なんですけれども、国の基準はおおむね6日間となっています。ですので、私は1日少ないのが気にかかっています。日数ではないとは思いますが、そのところは気にかかっているのと、この国の基準も10年前の基準でございます。これでいいのでしょうか。私は、里親、これから全国で進めていくに当たって、このあたりのところの検討も必要ではないかと思っております。いかがでしょうか。お願いいたします。

○知事（鈴木英敬） 2点御質問いただいたと思いますが、1点目の計画の部分については、現に目の前に家庭的養育とかを必要としている子どもたちがいる中で、その目標を設定しない、考えられないから目標設定しないということはあり得ないと思っていますので、今回も、昨年度設置した施設、里親代表者、子育て支援のNPO、児童福祉の学識経験者、市町行政等から成る検討会議で、あとは、その作業部会も含めて、計10回議論を重ねて目標を設定しました。

ですので、この目標を基に、三重県社会福祉審議会の中に進捗管理を行う体制を整備しまして、フォスタリング機能の現状、里親登録や施設の多機能化の状況、里親委託率などの確認、こういうのを行って進捗管理をしていきたいと思っています。

それを見て、まさにおっしゃっていただいたとおり、社会情勢、あるいは子どもたちの状況、変わっていくことも十分あり得ますから、必要に応じて取組や計画を見直すということも含めて、いずれにしましても、関係者、関係団体との意見交換を丁寧に行うということを旨としながら進めていきたいと思っています。

それから、研修については、国の基準に県独自で上乗せして、充実して、いろいろやってきたりしておりますけど、例えば今後も、委託後の支援を行

うフォスタリング機能をさらに充実するとか、そういうふうにしていきたいと考えておりますので、これもフォスタリング業務を通じての里親や里親支援専門相談員の皆さんから丁寧に御意見を聞き取って、また県として独自ののか、あるいは官民協議会として仲間のみんなと議論をしてなのか、必要に応じ、基準の改定についても国に要望していきたいと思います。

〔26番 杉本熊野議員登壇〕

○26番（杉本熊野） ありがとうございます。もう時間になりましたので、続きは常任委員会ですべていただきたいと思います。

最後に、ここ10年が私は勝負だと思っています。この10年間で、社会的養育の体制は変わっていく、変わっていかねばならないという、そういう状況になっております。

全国一の社会的養育の子どもたちが安心して育つ県にしていきたいと思えますので、しんどい子どもたちのために、鈴木知事、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（北川裕之） 以上で、本日の県政に対する質問を終了いたします。

休 憩

○副議長（北川裕之） 着席のまま暫時休憩いたします。

午後3時19分休憩

午後3時20分開議

開 議

○議長（中嶋年規） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委 員 長 報 告

○議長（中嶋年規） 日程第2、議案第1号を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員長から、委員会における審査の経過と結果

について報告を求めます。小林正人予算決算常任委員長。

〔小林正人予算決算常任委員長登壇〕

○**予算決算常任委員長（小林正人）** 御報告申し上げます。

予算決算常任委員会に審査を付託されました議案のうち、2月28日までに審査を終えるよう期限を付されました議案第1号令和元年度三重県一般会計補正予算（第8号）につきましては、去る2月27日該当の分科会で詳細な審査を行った後、本委員会を開催し、関係当局の出席を求め慎重に審査いたしました結果、全会一致をもって原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○**議長（中嶋年規）** 以上で委員長報告を終わります。

委員長報告に対する質疑並びに討論の通告は受けておりません。

採 決

○**議長（中嶋年規）** これより採決に入ります。

議案第1号を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告どおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○**議長（中嶋年規）** 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

明3日は定刻より、本会議を開きます。

散 会

○**議長（中嶋年規）** 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時22分散会